

平成30年度主要事業PR版



平成30年3月30日

福島県農林水産部

目 次

- ※ **新**：平成30年度新規事業
一新：平成29年度事業内容を見直し一部新規内容を追加して構築した事業
組新：平成29年度事業内容を引き継いだ上で新規事業に組み替えた事業

1 東日本大震災及び原子力災害からの復興

1	ふくしまから はじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動推進事業【農林企画課】	1
2	一新 農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業 【農林企画課・農業振興課・園芸課・畜産課・林業振興課】	2
3	避難農業者経営再開支援事業【農業振興課】	4
4	新 ふくしま農林水産業競争力強化に向けた重点研究事業【農業振興課】	5
5	新 自給飼料生産復活推進事業【畜産課】	6
6	一新 ふくしまの畜産復興対策事業【畜産課】	7
7	一新 福島県営農再開支援事業【農業振興課・農業担い手課・ 環境保全農業課・水田畑作課・園芸課・畜産課】	9
8	原子力被災12市町村農業者支援事業【農業振興課】	13
9	放射性物質除去・低減技術開発事業【農業振興課】	14
10	新 水田営農再開緊急支援推進事業【水田畑作課】	15
11	被災地域農業復興総合支援事業【農業振興課】	16
12	農業系汚染廃棄物処理事業【環境保全農業課】	17
13	農家経営安定資金融通対策事業【農業経済課】	18
14	農家経営安定資金融通対策事業（復興）【農業経済課】	18
15	新 農業近代化資金融通対策事業（復興）【農業経済課】	19
16	東日本大震災農業生産対策事業【園芸課】	21
17	東日本大震災畜産振興対策事業【畜産課】	22
18	経営構造改善事業【水産課】	23
19	漁場復旧対策支援事業【水産課】	24
20	共同利用漁船等復旧支援対策事業【水産課】	25
21	水産物流通対策事業【水産課】	26
22	東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業【水産課】	27
23	水産種苗研究・生産施設復旧事業【水産課】	28
24	水産試験研究拠点整備事業【水産課】	29
25	漁業担い手「心のふれあい」促進事業【水産課】	30
26	復興基盤実施計画【農村計画課】	31
27	海岸災害復旧事業（県営・過年災）【農村基盤整備課】	32
28	耕地災害復旧事業（県営・過年災）【農村基盤整備課】	33
29	災害調査事業【農村基盤整備課】	34

30	復興基盤総合整備事業【農村基盤整備課】	35
31	復興再生基盤整備事業【農村基盤整備課】	36
32	ため池等放射性物質対策事業【農地管理課】	37
33	安全なきのこ原木等供給支援事業【林業振興課】	38
34	放射性物質被害林産物処理支援事業【林業振興課】	39
35	森林活用新技術実証事業【林業振興課】	40

2 安全・安心な農林水産物の提供

36	農林水産物等緊急時モニタリング事業【環境保全農業課】	41
37	ふくしまの恵み安全・安心推進事業【環境保全農業課・農産物流通課 ・水田畑作課・園芸課・水産課・林業振興課】	42
38	環境にやさしい農業拡大推進事業【環境保全農業課】	43
39	【新】第三者認証GAP取得等促進事業【環境保全農業課】	44
40	福島県産農林水産物販路拡大タイアップ事業【農産物流通課】	45
41	ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業【農産物流通課、畜産課】	46
42	ふくしまの畜産ブランド再生事業【畜産課】	51
43	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業【農産物流通課】	52
44	米の全量全袋検査推進事業【水田畑作課】	53
45	肥育牛全頭安全対策推進事業【畜産課】	54
46	【新】福島県産水産物競争力強化支援事業【水産課】	55
47	森林環境モニタリング調査事業【森林計画課】	57
48	県産材安全性確認調査事業【林業振興課】	58

3 農業の振興

49	【新】アグリイノベーション活用型営農モデル推進事業【農業振興課】	59
50	【新】次世代を担う地域農業先端モデル実証事業【農業振興課】	60
51	ふくしまアグリイノベーション実証事業【農業振興課】	61
52	“絆”で拓く！ふくしま未来農業創出事業【農業振興課】	62
53	「ふくしまの宝！」農業復興研究プロジェクト【農業振興課】	63
54	【新】多彩なふくしま水田農業推進事業【農業振興課、水田畑作課】	64
55	ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業【農業担い手課】	65
56	ふくしまから はじめよう。農業担い手経営革新支援事業【農業担い手課】	66
57	きらめく・ふくしま農業女子育成・確保支援事業【農業担い手課】	68
58	【新】「果樹王国ふくしま」グローバルリンク事業【園芸課】	69
59	【新】施設園芸産地スケールアップ緊急整備事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	70
60	ふくしま「医食同源の郷」づくり事業【園芸課・農業振興課】	71
61	先端技術活用による農業再生実証事業【農業振興課】	72
62	【新】企業農業参入サポート強化事業【農業担い手課】	73
63	【新】地域農業担い手育成支援強化事業【農業担い手課】	74
64	農地利用集積対策事業【農業担い手課】	76

65	農業次世代人材投資事業【農業担い手課】	78
66	未来を拓く新規就農者等育成支援事業【農業担い手課】	80
67	売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業【水田畑作課】	81
68	産地パワーアップ事業（強い農業づくり整備事業）【園芸課】	82
69	組新 実り豊かなふくしまの産地整備事業（実り豊かなふくしまの産地支援事業）【園芸課】	83
70	新 園芸作物生産転換促進事業（実り豊かなふくしまの産地支援事業）【園芸課】	84
71	畜産競争力強化対策整備事業【畜産課】	85
72	一新 遊休農地活用促進総合対策事業【農村振興課】	86
73	経営体育成基盤整備事業（一般・県単）【農村基盤整備課】	88
74	県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 等【農村基盤整備課】	89

4 林業・木材産業の振興

75	一新 福のしま「きのこの里づくり」事業【林業振興課】	90
76	ふくしま森林再生事業【森林整備課】	91
77	広葉樹林再生事業【森林整備課】	92
78	新 森林情報活用路網整備推進事業【森林整備課】	93
79	林道災害復旧事業【森林整備課】	94
80	新 木材加工流通施設等整備事業【林業振興課】	95

5 水産業の振興

81	新 先端技術活用による水産業再生実証事業【農業振興課、水産課】	96
82	栽培漁業振興対策事業【水産課】	97
83	さけ資源増殖事業【水産課】	98

6 魅力ある農山漁村の形成

84	一新 鳥獣被害対策強化事業【環境保全農業課】	99
85	地域産業6次化戦略実践事業【農産物流通課】	100
86	元気な農村創生企業連携モデル事業【農村振興課】	102
87	一新 地域の力で進める！鳥獣被害対策事業【環境保全農業課】	103
88	震災対策農業水利施設整備事業【農村基盤整備課】	104
89	ため池等整備事業 等【農村基盤整備課】	105
90	県管理施設維持管理事業【農村基盤整備課】	106
91	農業水利施設保全合理化事業【農地管理課】	107
92	基幹水利施設管理事業【農地管理課】	108
93	治山災害復旧事業（過年災）【森林保全課】	109
94	治山事業（一般治山事業）【森林保全課】	110
95	治山事業（海岸防災林造成事業）【森林保全課】	111

7 自然・環境との共生

96	環境保全型農業直接支払事業【環境保全農業課】	112
97	多面的機能支払事業【農村振興課】	113
98	中山間地域等直接支払事業【農村振興課】	114
99	森林の未来を考える懇談会運営事業【森林計画課】	115
100	里山林整備事業【森林保全課】	116
101	全国植樹祭開催事業【全国植樹祭推進室】	117

ふくしまから はじめよう。 「食」と「ふるさと」新生運動推進事業（継続）

1 趣 旨

「ふくしま農林水産業新生プラン」のめざす姿の実現に向けて、生産者自らの積極的な取組はもとより、生産から流通・消費に至る様々な立場の組織・団体等が一体となり、その思いと力を一つにして取り組む「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」を展開する。

2 事業内容

(1) 「食」と「ふるさと」新生運動推進本部の運営

運動の推進に関する基本的な事項や事業計画の策定、構成団体間の情報共有を行うため、推進本部総会、幹事会及び地方推進本部総会を開催する。

(2) 農林水産業再生セミナーの開催

農林漁業者の復興・再生に向けた意欲向上に資するため、夢の持てる農林水産業の実現に向けた新たな農林水産業の姿を提案するセミナーを開催する。

(3) ICTを活用した情報発信

県ホームページやSNS等のICTを活用し、生産から流通・消費に至るまで幅広く、本件の農林水産業に関する情報を発信することで、本県農林水産業及び県産農林水産物に対する理解の促進を図る。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 1, 5 4 0 千円

5 事業実施期間 平成26年度～平成32年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-7319】

農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業（一部新規）

1 趣 旨

避難地域をはじめ原子力災害を受けた地域において、ロボット技術やICT等の先端技術を取り入れた先進的な農林水産業を実践することで、農林水産業の復興と再生を図るため、各事業を実施する。

2 事業内容

(1) 土地利用型作物超省力・大規模生産実証事業

法面の除草管理作業が軽労化できる除草ロボットに改良を加えながら開発し、実用化に向けた現地実証を行う。

(2) (新) 除染後農地の地力の見える化事業

表土削り取り除染後の土壌の物理化学性、放射性物質濃度の「見える化」技術を活用した地カムラ改善技術の開発を目指した実証研究を行う。

(3) (新) 高解像度衛星による水稻管理技術開発事業

営農再開地域の水稻栽培において、衛星画像を活用した、生育、食味及び病害虫発生状況等の判断技術を確立する。

(4) (新) 野菜収穫ロボット開発実証事業

ブロッコリーを自動収穫するための機械の開発・実証を行う。

(5) 阿武隈高地畜産業クラスター事業

家畜の授精適期の予測による繁殖成績の向上や分娩事故の低減等を図るため、ICTを活用し、家畜の個体管理を一元化するシステムの現地実証を行う。

(6) 林業用最先端ロボット開発事業

森林施業の中で人力に頼っている作業の効率化・省力化を図るため、実用化途上の林業用自動植付機に改良を加えながら開発し、現地実証を行う。

(7) (新) 先端農林水産業技術普及啓発事業

ICTやロボット技術等作業の省力化を図りながら、規模拡大を実現できる、農林水産業の各種先端技術を紹介するとともに、実際に見て触れる体験型の展示会を開催する。

3 事業実施主体

2の(1) 県、研究機関等によるコンソーシアム

2の(2) 県、大学、研究機関、民間企業等によるコンソーシアム

2の(3)、(4) 県、民間企業等によるコンソーシアム

2の(5)、(7) 県

2の(6) 県、研究機関、民間企業等によるコンソーシアム

4 予 算 額 174,508千円

5 補助率 2の(1)、(2)、(3)、(4)、(6) … 定額
2の(5)、(7) … —

6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：農林水産総室農林企画課 024-521-8027
農業支援総室農業振興課 024-521-7336
生産流通総室園芸課 024-521-7355
畜産課 024-521-7365
森林林業総室林業振興課 024-521-7426】

避難農業者経営再開支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。）から避難を余儀なくされた農業者の避難先や移住先における農業経営の再開を支援することによって、避難農業者の生活再建を図る。

2 事業内容

避難農業者が原子力被災12市町村外（県外を含む。）の避難先や移住先で農業経営を開始する際に必要な農業用機械、施設等の導入等と、避難元市町村が避難農業者の農業経営の開始に向けて、各種調整等に要する事務経費を支援する。

3 事業実施主体 避難農業者

（※直近の事業年度にかかる農産物の販売金額が、被災前と比べて50パーセント以下である者）

4 予 算 額 73,950千円

5 補 助 率

（1）経営再開支援補助金 1／3以内
ただし、帰還困難区域等農業者が将来原子力被災12市町村で農業経営を再開する意志がある場合は、3／4以内

（2）市町村事務費 定額（100千円／市町村）

6 事業実施期間 平成29年度～平成30年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

ふくしま農林水産業競争力強化に向けた重点研究事業（新規）

1 趣 旨

本県農林水産業・農山漁村の復興・創生を図るため、避難地域等における農林水産業の再生や全県的な風評対策を積極的に展開しているものの、原発事故による根強い風評で失った本県産農林水産物の棚は、既に他県産に置き換えられており、販売棚を奪還していくためには、市場競争力のある農林水産物の生産を拡大し、販売力を強化する必要がある。

このため、避難地域等における産地再生の核となる品目、単価の回復が遅れている品目について、国内外の競争に打ち勝つ、本県オリジナルの特徴的な新品種を開発する。

2 事業内容

(1) 本県オリジナルの特徴的な品種等の開発（9,614千円）

ア モモ（5,011千円）

モモについては、日本から海外への輸出量が急速に拡大しているなか、出荷期間を大幅に拡大し、他産地との差別化を図るため、晩生の新品種を開発する。

イ ブドウ（2,999千円）

ブドウについては、皮ごと食べられる品種に対する消費者ニーズが急速に高まり、今後産地間競争が激しくなると予測されるなか、他産地との差別化を図るため、皮ごと食べられる特性に加え、大粒・黒系・種なしの新品種を開発する。

ウ ホンシメジ（1,604千円）

ホンシメジについては、全国で唯一自然栽培ができる県オリジナル品種による産地創造と需要開拓を進めているところであり、生産・出荷体制をさらに強化し、本県の地位を揺るぎないものとするため、自然栽培ができる新品種を開発する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 9,614千円

5 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

自給飼料生産復活推進事業（新規）

1 趣 旨

原発事故以降、本県の畜産経営は自給飼料の生産・利用が制限され輸入粗飼料に頼ってきたが、本来の自給飼料生産を再生し、飼料費を低減していく必要がある。

そのため、飼料生産組織等を活用し、地域一体で生産体制を再構築する取組を支援し、良質で低コストな自給飼料生産体系を確立する。

2 事業内容

(1) 地域飼料生産組織協議会等の設置

地域が一体となって飼料生産組織等を活用し、良質で低コストな自給飼料生産体制を構築する取組を支援する。

(2) 新技術の導入支援

より低コストで良質な飼料生産のために新技術や新品種等の導入を検討する費用について助成する。

(3) TMRセンター設立支援

飼養規模拡大や労働力不足対策としてTMRセンターを設立する取組を支援する。

3 事業実施主体	2の(1)、(2)協議会等 2の(3)市町村、農業協同組合、協議会等
4 予算額	5,894千円
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成30年度～平成31年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7364】

ふくしまの畜産復興対策事業（一部新規）

1 趣 旨

本県畜産業の再生・復興を図るため、肉用牛及び乳用牛の生産基盤の回復や、避難指示区域等における畜産経営の再開等を支援するとともに、他県に負けないブランドの向上に取り組む。

2 事業内容

(1) 酪農担い手育成・確保対策事業

生乳生産量を回復させるため、核となる担い手を育成する。

ア 酪農後継者経営・技術向上支援事業

次代を担う酪農後継者の経営・技術の資質向上に資するため、県内全域の酪農後継者が組織する団体が行う牛群検定実践研修会等の開催経費に補助金を交付する。

(2) 肉用牛生産基盤復興創生事業

肉用牛の生産基盤を回復するため、肉用牛繁殖雌牛の増頭に向けた組織的な取組を支援する。

ア 繁殖牛地域増頭推進事業

生産基盤の回復と安定化を図るため、地域や部会単位など広がりを持った組織での繁殖雌牛増頭に対する取り組みへ奨励金を交付する。

1 地区 8 5 0 千円 × 3 地区

(3) 畜産産地再生支援事業

畜産産出額の拡大及び雇用の創出を推進するため、企業誘致相談会の開催、企業への訪問活動等により、畜産企業の進出を支援する。

(4) 法人化・共同化農場増頭対策事業（新規）

法人化または作業共同化等により酪農生産基盤強化を図る経営体に乳用牛の導入経費の補助を行い飼養頭数の増加を図る。

(5) 福島牛改良基盤再生事業（新規）

最先端技術であるゲノミック評価を活用した種雄牛造成に取り組むことで、福島牛の品質と生産性を向上させ、風評に負けないブランド力の強化を図る。

3 事業実施主体

2の(1) 福島県酪農青年研究連盟

2の(2) 農業者団体等

2の(3) 県

- 2の(4) 福島県酪農業協同組合、全国農業協同組合連合会福島県本部等
- 2の(5) 公益社団法人全国和牛登録協会福島県支部

4 予 算 額 99,335千円

5 補 助 率 定額

6 事業実施期間	2の(1)	平成29年度～平成30年度
	2の(2)	平成29年度～平成30年度
	2の(3)	平成29年度～平成30年度
	2の(4)	平成30年度
	2の(5)	平成30年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室 畜産課 024-521-7365】

福島県営農再開支援事業（一部新規）

1 趣 旨

原発事故により、農作物等の生産断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っていないことから、農業者が帰還して、安心して営農再開できることを目的として行う一連の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 除染後農地等の保全管理

原則、除染作業が完了した農地のうち、将来、営農が再開される見込みのある農地であって、営農が再開されるまでの間、当該農地における除草等の保全管理、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材の施用等の土づくり、営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組を支援する。

(2) 鳥獣被害防止緊急対策

避難地域等の営農再開に向けて阻害要因となる野生鳥獣対策のため、被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組を支援する。

(3) 放れ畜対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内で放れ畜となった牛等について、営農再開や帰還の支障となっているものの捕獲に向けた柵等の整備、捕獲、マーキング等の作業等を実施する。

(4) 営農再開に向けた作付実証

ア 稲の実証栽培

平成30年産稲の作付再開準備区域等において、区域内に農地を有する農家等が帰還後に安心して水稻栽培を再開できる技術体系を実証する取組を支援する。

イ 野菜等の出荷等制限解除

避難指示解除準備区域等において、ホウレンソウ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科花蕾類、カブ等の出荷制限等の解除に向けた実証栽培を行う。

ウ 野菜、花き及び飼料作物の実証栽培

避難指示解除準備区域等において、野菜、花き及び飼料作物の営農再開に向け、収量・品質を確保する栽培管理等の手法を実施するための取組を支援する。

エ 実証研究

避難指示解除準備区域等において、農業者の営農再開に対する不安を払拭することで地域の営農再開等を進めるため、県が地域の協力のもと、営農再開を希望する現地ほ場において、既存研究成果等を活用した実証栽培を行う。

(5) 避難からすぐ帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家の農地等を作業受託組織等が一時的に水稻、大豆、飼料作物などを栽培して管理耕作する場合に必要な農業機械の導入等を支援する。

(6) 放射性物質の交差汚染防止対策

放射性物質が付着した粃すり機等を使用することにより、農産物が放射性物質に汚染されること防止するため、交差汚染防止対策の実施・指導に係る取組や粃すり機等のとも洗いに係る経費を支援する。

(7) 新たな農業への転換支援

土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組や園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組を支援する。

(8) 水稻の作付再開支援

除染が終了した水田のうち、次年度に作付が再開される見込みの水田について、水稻の作付再開に必要な耕盤再形成や均平化のための代かき、獣害により損傷を受けた畦畔の修復に係る取組を支援する。

(9) 放射性物質の吸収抑制対策

土壤等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を図るため、カリ質肥料等の施用、低吸収品目・品種等への転換、果樹等の改植・剪定、反転耕・深耕の対策を支援する。

(10) 放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備

放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に実施するため、土壤・農産物等の分析、カリ散布状況等を記載した台帳の整備や現地調査の実施などの取組を支援する。

(11) 特認事業

原子力発電所事故によって中止を余儀なくされた農産物生産の再開及び出荷制限等の解除への取組を阻害する課題に迅速に対応するための取組を支援する。

ア 営農再開に向けた復興組合支援

復興組合等が営農再開に向けた農地の保全管理等の事業に取り組む際に必要となる経費を支援する。

イ 稲作生産環境再生対策

作付中止期間に獣害により損傷した畦畔等の修復や追加的に必要となった雑草等の防除のほか、避難区域等以外の地域における交差汚染を防止するための粃すり機等のとも洗いなどの取組を支援する。

ウ 農業者の安全管理支援

農業者が安心して営農できるよう、放射線に関する健康講座を開催し、農業者の安全管理を支援する。

エ 斑点米対策

カメムシ類による斑点米の被害に対応するため、色彩選別機のリース経費を支援する。

オ 作付再開水田の漏水対策

長期間にわたって水稻の作付を休止した水田における作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行う漏水対策を支援する。

カ 表土剥ぎによる除染後に客土した農地の地力回復対策

除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場におけるたい肥等の調達経費・散布経費等を支援する。

キ 表土剥ぎによる除染後に客土した農地の深耕による早期営農再開支援

除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における大型機械による深耕を行うための経費を支援する。

ク 「タラノメ」生産再開支援

避難地域等において管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植を支援する。

ケ 地域営農再開ビジョン策定支援

避難指示区域等の営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の集積など地域営農の展望（ビジョン）を総合的に検討するための取組を支援する。

コ 営農再開に向けた家畜の飼養実証

地域畜産の営農再開に向けて、安全な畜産物が生産出来ることを確認するための乳牛及び肉用牛の飼養実証に必要な経費を支援する。

サ 作付再開に伴う水稻苗の供給支援

米全量生産出荷管理等の対象区域において、水稻苗の育苗を他市町村で行う場合、生産した苗の区域内への輸送に必要な掛かり増し経費を支援する。

シ 避難指示解除区域における飼料生産供給対策

避難指示解除区域で除染後農地を活用した飼料作物の作付と、生産された飼料の県内流通に必要な供給体制の整備、飼料分析等を支援する。

ス 除染後牧草の品質・生産性回復対策

原発事故後に除染と吸収抑制対策（カリ質肥料の散布）を実施した牧草地を対象として、土壌分析結果に基づく苦土石灰の施用を支援する。

セ 有害鳥獣生息状況調査に基づく被害防止対策パッケージ実施支援

県が市町村と連携し、イノシシ、ニホンザル等の生息状況等の把握などにより、対象地域内の状況を踏まえた総合的な対策を講じる体制整備を支援する。

ソ 地域課題解決展示ほによる営農再開支援

避難指示解除区域において、県機関が展示ほを設置するとともに、現地検討会等

を通じて、地域農業が抱える課題解決を支援する。

タ (新) 集落等单位で農地を作付管理する地域への支援

集落ぐるみでの地域営農の再構築を図るため、実践モデルほ場の設置や農業用機械のリース導入、農地の作付管理等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9) 市町村、農業協同組合、農業者団体等

2の(2) 市町村、協議会等

2の(3) 県

2の(4)のイ、エ 県

2の(4)のア、ウ 市町村、農業協同組合、農業者団体等

2の(10) 県、市町村、農業協同組合等

2の(11)のア、エ、シ 農業協同組合、農業者団体等

2の(11)のイ、オ、カ、キ、ク、コ、ス 市町村、農業協同組合、農業者団体等

2の(11)のウ、セ、ソ 県

2の(11)のケ 市町村

2の(11)のサ 市町村、農業協同組合等

2の(11)のタ 農業者団体等

4 予算額 5,838,119千円

5 補助率 定額、1/2以内等

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

{	担当課：農業支援総室 農業振興課	024-521-7344
	農業担い手課	024-521-7381
	環境保全農業課	024-521-7453
	生産流通総室 水田畑作課	024-521-7360
	園芸課	024-521-7357
	畜産課	024-521-7366

原子力被災12市町村農業者支援事業（継続）

1 趣 旨

原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜等の導入を支援する。

2 事業内容

原子力被災12市町村において、事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成する。

(1) 農業用機械等の導入

農作物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費。

(2) 農業用施設整備・撤去

農作物の生産に必要な施設の整備・撤去に要する経費。

(3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

(4) 家畜の導入

家畜（肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚、繁殖用雌豚）の導入に必要な経費。

- | | | |
|---|------------|---|
| 3 | 事業実施主体 | 被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等） |
| 4 | 予 算 額 | 2,621,616千円 |
| 5 | 補 助 率 | 3/4以内
※果樹の改植、家畜の導入には補助金額の上限あり。 |
| 6 | 補助対象経費の上限額 | 原則として、1,000万円
ただし、市町村が特に認める場合の上限額は3,000万円 |
| 7 | 事業実施期間 | 平成28年度～平成32年度 |

【担当課:農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

放射性物質除去・低減技術開発事業（継続）

1 趣 旨

安全・安心な農林水産物の生産に向けて、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 農業における放射性物質の分布状況把握と除去・低減技術の確立（70,385千円）
放射性物質の分布状況及び動態を明らかにするとともに、地域の課題に応じた農産物からの放射性物質の除去・低減技術、土壌改良資材等を用いた放射性物質の吸収抑制技術を開発する。
- (2) 放射性物質が森林・林産物に与える影響の解明と対策技術の確立（35,884千円）
森林内における放射性物質の動態把握や放射線量低減技術を開発する。また、林産物及び特用林産物への影響の把握と汚染低減技術を開発する。
- (3) 放射性物質が海面及び内水面漁業に与える影響把握（71,550千円）
海洋生物及び内水面魚類における放射性物質の移行、蓄積部位や蓄積・排出の過程を解明する。また、加工処理による低減技術の開発、海底土壤中の放射性物質の動態調査に取り組む。

3 事業実施主体 県

4 予算額 177,819千円

5 事業実施期間 平成23年度～平成30年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

水田営農再開緊急支援推進事業（新規）

1 趣 旨

営農再開が進んでいない地域の水田営農の再開を加速化させるため、農業者の営農再開の意欲とも合致する飼料用米の導入を進め、試験研究機関による技術的支援と原子力被災12市町村農業者支援事業によるハード整備、経営の複合化のための地域における推進体制を構築する。

2 事業内容

(1) 飼料用米導入研究事業

浜通り地方に適した多収品種の特性把握と選抜を行うとともに品種を使い分けした栽培マニュアルを策定し、農業者へ提供する。

(2) 飼料用米との複合経営支援事業

主食用米と飼料用米との複合経営を拡大し、水田フル活用を図るため、飼料用米の取組が盛んな浜通り地方を広域にカバーする推進協議会の設置運営と、地域の実情に応じた多収・低コスト栽培生産技術を確立する。

3 事業実施主体 県、市町村、地域農業再生協議会

4 予算額 4,266千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成30年度～平成31年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

被災地域農業復興総合支援事業（継続）

〈福島再生加速化交付金〉

1 趣 旨

原子力災害により被災した地域において、農業の復興のため、様々な農業用施設等を一体的に整備する必要がある。

このため、市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を図る。

2 事業内容

被災市町村が被災農業者等への貸与を目的に、農業用施設・機械を整備する経費について補助する。

〈交付対象〉

- ・生産、加工、流通、販売に必要なハウス、水耕栽培施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設等の農業用施設
 - ・トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械
- ※農業用機械施設補助の整理合理化通知は適応されない。

3 事業実施主体

原子力災害により被災した市町村（12市町村）

4 予 算 額 8, 7 3 4, 8 7 8 千円

5 補 助 率 3 / 4 以内
(別途、特別交付税措置予定)

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

農業系汚染廃棄物処理事業（継続）

1 趣 旨

農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回・モニタリング、修繕など、適正かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。

2 事業内容

対象とする取組

ア 巡回・モニタリング

一時保管している農業系汚染廃棄物を、巡回して空間線量の測定を行うことにより適正管理を維持する。

イ 修繕等

一時保管している農業系汚染廃棄物に破損等が発見された場合、速やかに修繕を行うことにより適正管理を維持する。

ウ 一時保管場所に使用した農地の原状回復

農林業系汚染廃棄物が処理された後、一時保管に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を行う。

エ 農林業系廃棄物の一時保管・処分

放射性物質に汚染され、利用が困難となった農林産物、その副産物及び農業生産資材の一時保管・処分を行う。

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 市町村、民間団体 |
| 4 予算額 | 403,408千円 |
| 5 補助率 | 定額（10／10） |
| 6 事業実施期間 | 平成23年度～平成32年度 |

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

農家経営安定資金融通対策事業（継続）

1 趣 旨

災害、営農のため生じた負債の解消や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行い、農家経営の自立及び安定化を図る。

特に、東日本大震災及び原発事故により農業経営に影響を受けた農業者等には、東日本大震災農業経営対策特別資金を融通し、農業経営の維持安定や営農再開を支援する。

2 事業内容

農家経営安定資金に係る利子の一部について、利子補給を行う（平成30年度融資枠6億2千6百万円）。

(1) 東日本大震災農業経営対策特別資金（融資枠5億円）

原発事故対策緊急支援資金

平成23年3月に発生した原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融通する資金

ア 貸付限度額 1,000万円（法人・団体 1,200万円）

イ 貸付利率 4月1日時点で固定（農協取扱いにあつては無利子）

ウ 償還（うち据置）期間 10年（3年）以内

(2) 一般資金（小災害資金（一般）、負債整理資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金）、経営支援資金、青年農業者育成資金（融資枠1億2千6百万円）

3 事業実施主体 農業協同組合等（融資機関）

4 予算額 26,318千円

5 利子補給率

(1) 東日本大震災農業経営大対策特別資金

4月1日時点で固定

(2) 一般資金

金融情勢により変動

6 事業実施期間 昭和50年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室農業経済課 024-521-7349】

農業近代化資金融通対策事業（一部新規）

1 趣 旨

意欲と能力をもって農業経営を営む者等に対し、農業経営の展開を図るために必要な長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行い、農業担い手の経営規模拡大等を支援し、農業経営の近代化に資する。

また、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農業経営に影響を受けている農業者等が必要とする資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、福島県農業信用基金協会の債務保証にかかる保証料の一部を補助し、資金を借入れる際の負担を軽減することで、営農再開した被災農業者の営農継続を支援し、本県農業の更なる復興を図る。

2 事業内容

(1) 一般資金

ア 利子補給事業

(ア) 融 資 枠 13億円

(イ) 貸付対象者

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 一定の要件を満たす農業者（法人、集落営農組織を含む。）
- ・ 農業参入法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）
- ・ 一定の要件を満たす任意団体 など

(ウ) 貸付利率 金利情勢により変動

(エ) 貸付限度額

- ・ 個人 1,800万円（知事特認 2億円）
- ・ 法人・団体 2億円
- ・ 農業参入法人 1億5千万円

(2) (新) 復興

ア 利子補給事業

(ア) 融 資 枠 3億6千万円

(イ) 貸付対象者（一般資金貸付対象者のうち）

原発事故の被災12市町村の農業者で、営農を再開し2年を経過した者等

(ウ) 貸付利率 一般資金に同じ

(エ) 貸付限度額 一般資金に同じ

イ 保証料補助事業

(ア) 補助対象 借受者が福島県農業信用基金協会に支払う債務保証にかかる保証料の補助

(イ) 補助条件 一括前取方式を選択する場合

3 事業実施主体

- (1) 一般資金 農業協同組合等（融資機関）
- (2) 復興 農業協同組合等（融資機関）、福島県農業信用基金協会

4 予算額

- (1) 一般資金 40,440千円
- (2) 復興 7,971千円

5 利子補給率等

- (1) 一般資金
利子補給率 1.30%（金融情勢により変動）
- (2) 復興
 - ア 利子補給率 一般資金に同じ
 - イ 保証料への補助率 借受者が支払う保証料の1/2

6 事業実施期間

- (1) 一般資金 昭和37年度～平成32年度
- (2) 復興 平成30年度～平成32年度

東日本大震災農業生産対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により被害を受けた農業用施設や営農用資機材等の復旧、並びに生産資材等の購入経費への助成を通じて被災地域の農業の復興を図る。

2 事業内容

- (1) 生産関連施設の再編整備
- (2) リース方式による農業機械等の導入
- (3) 生産資材の共同調達
- (4) 農地生産性回復に向けた取組 等

3 事業実施主体 市町村、農業団体、営農集団、農業生産法人 等

4 予 算 額 84,931千円

5 補 助 率 82.5/100以内（国1/2以内、県32.5/100以内）、定額

6 事業実施期間 平成23年度～平成30年度

東日本大震災畜産振興対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び原発事故から、畜産の早期復旧・復興を図るため、生産力回復に資する施設整備や家畜導入、自給飼料生産組織の高度化に必要な機械の導入等に対して支援する。

2 事業内容

- (1) 東日本大震災畜産振興対策整備事業
 - ア 生産関連施設整備
家畜飼養管理施設
- (2) 東日本大震災畜産振興対策推進事業
 - ア リース方式による農業機械等の導入
 - イ 自給飼料生産・調製再編支援
 - ウ 家畜改良体制再構築支援

3 事業実施主体 市町村、農業協同組合、営農集団、農地所有適格法人等

4 予 算 額 4, 3 6 2, 5 5 0 千円

5 補 助 率 8 2 . 5 / 1 0 0 以内（国 1 / 2 以内、県 3 2 . 5 / 1 0 0 以内）、
定額

6 事業実施期間 平成 2 3 年度～平成 3 0 年度

【担当課：生産流通総室 畜産課 0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 6 6】

経営構造改善事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により、本県水産業において重要な役割を果たしてきた水産業共同利用施設（市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等）が甚大な被害を受けたことから、水産業の早期復興を図るため、施設等の整備を支援する。また、相馬市岩子地区において、東日本大震災により被災し、沈下した浸水防護施設の整備を代行工事により支援する。

2 事業内容

(1) 水産業共同利用施設復旧整備事業

東日本大震災により被災した漁協、水産加工協等が所有する共同利用施設等の整備を支援する。

(2) 漁業集落防災機能強化事業

相馬市岩子地区における浸水防護施設整備を相馬市に代わり工事を行う。

3 事業実施主体

- (1) 漁業協同組合、水産加工業協同組合等
- (2) 県

4 予算額

594,479千円

5 補助率

- (1) 5/6以内
- (2) —

6 事業実施期間

平成23年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

漁場復旧対策支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災によって、多くの建物等の破片が漁場に堆積し、漁業生産活動が困難となっている。このため、漁場生産力の回復のために、堆積物等の回収等を行う漁業者を支援するとともに、漁業者による対応が困難な漁場について、県が回収を行う。

2 事業内容

(1) 漁場生産力回復支援事業

漁場には未だに建物等の破片の流入が続いているため、漁場から堆積物等の回収を行う漁業者グループを支援する。

(2) 漁場堆積物除去事業

漁場に堆積した建物の破片等の回収を実施する。

3 事業実施主体 (1) 福島県漁業協同組合連合会
(2) 県

4 予算額 460,992千円

5 補助率 (1) 10/10以内
(2) ー

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7379】

共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）

1 趣 旨

東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により、漁業生産の根幹である漁船・漁具の多数が甚大な被害を受け、漁業生産活動の継続が困難な状況となった。そのため、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入を行う取組を支援することで、早急な漁業生産活動の継続・再開を押し進める。

2 事業内容

漁業協同組合等が、東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により漁船・漁具を失った組合員のため、共同利用やリースにより使用することを目的として行う漁船の建造、中古船の購入及び漁具の購入に必要な経費に対して補助を行う。

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 漁業協同組合等 |
| 4 予算額 | 880,856千円 |
| 5 補助率 | 7/9以内 |
| 6 事業実施期間 | 平成23年度～平成30年度 |

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7379】

水産物流通対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により、流通加工業者が加工原材料を調達していた地域の漁港等が甚大な被害を受けたことから、被災漁港の水揚げが本格的に再開するまで加工原材料を遠隔地から確保する必要がある。このため、遠隔地からの運搬料や、被災地域の漁協、流通加工業者等が地域復興のために使用する流通デザインの包資材や販促用資材等にかかる経費等を支援する。

2 事業内容

漁協や水産加工協等が遠隔地から原料を確保するための経費（運搬料）等に対して支援する。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 3 事業実施主体 | 福島県漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合等 |
| 4 予算額 | 34,000千円 |
| 5 補助率 | 1/2以内 |
| 6 事業実施期間 | 平成23年度～平成30年度 |

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び東京電力（株）福島第一原子力発電所事故によって漁業者や水産加工業者による水産業活動は甚大な被害を受けた。このため、被災漁業者や被災水産加工業者に対し、緊急に必要な設備や経営のための資金融通を支援し、漁業・水産加工業の継続・再開の推進を図る。

2 事業内容

東日本大震災及び東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による被害を受けた漁業者、水産加工業者に対する漁具・設備などの購入資金、経営維持に必要な資金を円滑に融通するため福島県信用漁業協同組合連合会に資金預託を行う。さらに、福島県漁業協同組合連合会、農林中央金庫と協調して利子補給を行い、無利子で貸付を行う。

3 事業実施主体 福島県信用漁業協同組合連合会

4 予 算 額 101,353千円

5 補 助 率 利子補給率 年0.5%

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7379】

水産種苗研究・生産施設復旧事業（継続）

1 趣 旨

水産資源を造成していく栽培漁業は水産業の振興にとって重要である。本県水産業の復興を推進させるため、東日本大震災により被災したヒラメ・アワビ・アユ等の種苗研究と生産施設の復旧を図る。

2 事業内容

平成30年度は、取水施設のほか管理棟、魚類棟などの研究施設、ヒラメ・アワビ・アユ等の生産施設の建設工事を進める。

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,093,282千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成25年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

水産試験研究拠点整備事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害により壊滅的な被害を受けた本県水産業の復興には、原子力災害に起因する課題の解決を図ることが不可欠であるため、新たな研究課題への対応を行う水産試験場の機能強化を目的とした施設等を整備する。

2 事業内容

新施設の建設工事等を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 944,431千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成28年度～平成31年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

漁業担い手「心のふれあい」促進事業（継続）

1 趣 旨

原子力災害の影響で沿岸漁業の操業自粛が長期化し、漁労技術の円滑な継承、被災漁業地域内の活力が停滞していることから、漁労技術の習得研修などの世代間交流を通じて、担い手を中心とした被災地域における復興への活力アップを支援する。

2 事業内容

(1) ふるさとの漁業伝承事業

沿岸漁業の漁法を継承するために、被災漁業者を講師とした漁労技術習得の研修会の実施に対して補助金を交付する。

(2) 漁業を通じた世代間交流活性化事業

被災した漁業者が、地元小学生等と共に漁船へ乗り込み、漁業の魅力を伝える活動や、地元加工業者等と連携して調理実習、試食並びに講演等を行い、ふるさとして営まれていた漁業を通じた交流機会の創出に対して補助金を交付する。

(3) コーディネーター配置事業

(1)、(2)の取組において、関連事務や参画者・関係者間の調整業務を行うコーディネーターを配置するための経費に対して補助金を交付する。

3 事業実施主体

- (1) 漁協、県漁連
- (2) 漁協、県漁連、漁業者団体
- (3) 漁協、県漁連

4 予 算 額 15,000千円

5 補 助 率 定額

6 事業実施期間 平成28年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

復興基盤実施計画（継続）

1 趣 旨

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた地域について、農地・農業用施設等の整備を総合的に実施することができる「福島再生加速化交付金」の実施に向けた調査計画業務を行う。

2 事業内容

(1) 各事業に係る事業計画策定業務

当該計画作成の対象地区について、整備の基本方針、整備の内容、費用の総額、効果算定等を定める。

3 事業実施主体 県

4 予算額 182,000千円

5 補助率 定額（10／10）

6 事業実施期間 平成28年度～平成31年度

【担当課：農村整備総室農村計画課 024-521-7406】

海岸災害復旧事業（県営・過年災）（継続）

1 趣 旨

異常な天然現象（暴風、高潮、地震、津波、その他）により被災した海岸保全施設（堤防、消波堤等）について、速やかに復旧し、背後農地を保全する。

2 事業内容

被災した海岸保全施設の速やかな復旧を図る。

(1) 事業採択の条件

ア 事業費 1か所の工事費が120万円以上

イ 異常な天然現象の条件

(ア) 最大風速（10分間の平均風速の最大値）が15m以上

(イ) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む）

又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大と認められるもの

(2) 採択する工種

堤防工、護岸工、消波堤、その他海岸を防護するための施設

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,240,377千円

5 負担率

(1) 国負担率 2/3

国負担率は基本負担率であり、地方公共団体の標準税収入と事業費総額とを比較し、その割合に応じて嵩上げがある。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による嵩上げが適用される。

(2) 県負担率 1/3

6 事業実施期間 災害が発生した年を含め原則3年間

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7412】

耕地災害復旧事業（県営・過年災）（継続）

1 趣 旨

異常な天然現象（降雨、洪水、暴風、高潮、地すべり、地震、低温、その他）により被災した農地、農業用施設を復旧し、生産基盤の回復を図る。

2 事業内容

被災した農地、農業用施設の速やかな復旧を図る。

(1) 事業採択の条件

ア 事業費の最低基準

1か所の工事費が40万円以上

イ 対象施設

国営または県営で造成され、復旧工事に高度な技術を要する施設
または、事業費が概ね50,000千円以上の施設

ウ 異常な天然現象の条件

降雨の場合：最大24時間雨量が80mm以上、最大時間雨量が20mm以上

(2) 採択する工種

ア 農地

田、畑

イ 農業用施設（関係受益戸数2戸以上）

水路、道路、頭首工、ため池、橋梁、揚水機、堤防、農地保全施設

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,519,250千円

5 補助率

(1) 国庫補助率

農地：50%、農業用施設：65%

国庫補助率は、基本補助率であり、補助率増高制度による嵩上げがある。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げが適用される。

(2) 県補助率（県営事業として実施する場合）

農地：国庫補助残の35/50、農業用施設：国庫補助残の25/35

6 事業実施期間 災害が発生した年を含め原則3年間

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7412】

災害調査事業（継続）

1 趣 旨

農地、農業用施設、海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業を対象として、災害査定申請を早急かつ円滑に執行すべく、耕地災害、海岸及び地すべり防止施設災害の調査等を実施する。

2 事業内容

農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業について災害調査等を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 231,750千円

5 補助率 10/10

6 事業実施期間 平成30年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7412】

復興基盤総合整備事業（継続）

1 趣 旨

津波により被災した地域と避難地域12市町村における農業の速やかな復興・再生のため、農地・農業用施設の整備を総合的に実施することにより、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進し、安全で安心して暮らせる地域の再生を図る。

2 事業内容

- (1) 農地整備事業（経営体育成型）
- (2) 農地防災事業（湛水防除事業・農村地域環境保全整備事業）
- (3) 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）
- (4) 基盤整備促進事業
- (5) 中山間地域総合整備事業

3 事業実施主体 県、市町村

4 予算額 9,133,919千円

5 補助率

2の(1) 一般地域：国 75%、 県 13.75% 等
 中山間地域等：国 77.5% 県 13.75% 等

(ハード事業)

2の(2) 国 75%、 県 18.5% 等

2の(3) 国 75%、 県 12.5%

2の(4) 国 77.5%、 県 16.25%

2の(5) 国 77.5%、 県 15.0%

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7410】

復興再生基盤整備事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災による原子力災害から福島県の農業を速やかに再生するため、原子力災害を受けた地域の農地、農業用施設及び集落道等の整備を一体的かつ迅速に実施する。

2 事業内容

- (1) 農地整備事業
- (2) 水利施設整備事業
- (3) 農地防災事業
- (4) 中山間地域総合整備事業

3 事業実施主体 県、市町村

4 予算額 7, 112, 244千円

5 補助率

- 2の(1) 一般地域
(ハード) 国1/2、県1/4～11/30
(ソフト) 国50%、県50%～10.5%
- 2の(1) 中山間地域等
(ハード) 国55%、県27.5%～30%
(ソフト) 国55%、県45%
- 2の(2) 国50%、県25%
- 2の(3) 小規模 国50%、県28%～37%
- 2の(3) 大規模 国55%、県28%
- 2の(4) 国55%、県30%

※県補助率は事業メニューにより異なります。
詳しくは担当課にお問い合わせください。

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7410】

ため池等放射性物質対策事業（継続）

1 趣 旨

平成25年度末に創設された福島再生加速化交付金により、ため池等の放射性物質は除去等の本格的対策が実施できることとなり、平成26年度末に農林水産省が中心となって、「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」（「技術マニュアル」）を作成しており、県の技術実証の成果が盛り込まれた。

県は技術マニュアルに基づいた対策を着実に推進するため、各ため池等の放射性物質対策の必要性を判断するモニタリング調査や円滑に対策工を実施出来るよう県営ため池放射性物質対策モデル事業を実施することで、市町村の対策取組を支援していく。

2 事業内容

(1) ダム・ため池のモニタリング調査

市町村がため池等放射性物質対策への取組を判断できるよう、ダム・ため池における底質および貯留水の放射性物質濃度等を把握するためにモニタリング調査を行う。

(2) 県営ため池放射性物質対策モデル事業

県はこれまで確立してきた対策技術等の知見を生かし、ため池放射性物質対策の先進事例となるモデル事業を市町村に先駆けて実施し、更に技術講習会等を通じ市町村に対し実施設計及び工事の事例を示し、対策の加速的な促進を図る。

3 事業実施主体 県

4 予算額 778,000千円

5 補助率 (1) 国 10/10 (2) 国 7.5/10 県 2.5/10

6 事業実施期間 (1) 平成27年度～平成32年度 (2) 平成28年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7419】

安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質による森林汚染が、きのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木等の価格が高騰している。

このため、きのこ生産者の生産資材導入に係る負担軽減を図る取組を行う団体に対し支援する。

2 事業内容

きのこ生産者のきのこ原木等生産資材導入に要する経費の負担軽減を図る取組について補助する。

3 事業実施主体 農業協同組合、森林組合、
(公社) 福島県森林・林業・緑化協会 等

4 予算額 260,929千円

5 補助率 震災前購入にかかる経費（消費税を除く）の1/2以内

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

放射性物質被害林産物処理支援事業（継続）

1 趣 旨

木材加工の工程で発生する樹皮（バーク）は、放射性物質の影響により製材工場やチップ工場等に滞留しており、工場の操業に支障をきたしている。

そこで、滞留している樹皮の処理にかかる費用を支援することにより、速やかに処理を進め、製材工場等の操業を継続させ、本県林業・木材産業の復興を図る。

2 事業内容

放射性物質に汚染された樹皮の処理を促進するため、産業廃棄物処理等に要する費用等を支援する。

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 福島県木材協同組合連合会 |
| 4 予 算 額 | 698,800千円 |
| 5 補 助 率 | 定額（10／10以内） |
| 6 事業実施期間 | 平成25年度～平成32年度 |

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

森林活用新技術実証事業（継続）

1 趣 旨

県産材の利用を促進するため、放射性物質の影響への対処に係る実証を行う。また、きのこ栽培の再生を図るため、露地栽培技術等の実証を行う。

2 事業内容

(1) 原木しいたけ露地栽培実証事業

中浜通りの出荷制限地域を中心に、露地栽培をめざす生産者のほだ場において、今後の出荷制限の解除や再生産に向けた実証試験を実施する。

(2) 広葉樹安定供給調査事業

コナラ等広葉樹の安定供給を図るため、非破壊検査機器を利用した各地域の原木汚染状況を調査し、広葉樹の林分毎の供給可能量を推定する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 33,816千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

農林水産物等緊急時モニタリング事業（継続）

1 趣 旨

本県産の農林水産物等の安全性を確保するため、緊急時モニタリング検査を実施するとともに、その結果を消費者や生産者、流通業者等に迅速に公表する。

2 事業内容

本県産の農林水産物等（穀類、野菜、果実、原乳、肉類、鶏卵、山菜、きのこ、水産物、飼料作物等）のモニタリング検査を実施し、迅速に公表する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 390,626千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

ふくしまの恵み安全・安心推進事業（継続）

1 趣 旨

県産農林水産物の安全性確保と消費者の信頼回復を図るため、産地における放射性物質検査体制の強化を支援するとともに、検査結果や産地の取組の消費段階での見える化を進める農産物安全管理システムを構築・運用する。

2 事業内容

(1) 安全管理システム緊急強化対策事業

産地の放射性物質検査体制の強化を支援し、検査結果等の見える化を推進する。

ア 県協議会の設置・運営

イ 産地支援活動

(2) 安全管理システム地区推進事業

産地における分析機器等の整備を支援する。

ア 検査機器等整備：ベルトコンベア式米検査器、簡易分析装置（未整備地区等）

イ 検査施設整備拡充：検査器設置場所のバックグラウンド線量低減対策（未整備地区等）

ウ 地域協議会の設置と運営

エ 最終流通段階における検査結果等の表示推進：精米ラベルの貼付推進等

オ 検査機器の点検：ベルトコンベア式米検査器、簡易分析装置の点検整備

(3) 安全・安心見える化対策事業

放射性物質検査結果や農林水産物の安全を確保する取組等の情報を消費者に提供するため、農林水産物安全管理システム等の構築を進めるとともに、ホームページ等により情報を発信する取組を支援する。

ア 安全管理基本システムの構築と管理運営

イ 見える化整備（産地）：システム関連機器整備（未整備地区等）、
システム運営及び検査人員配置

(4) 海の恵み安全・安心推進事業

試験操業の拡大と早期の漁業再開を図るため、産地が行う放射性物質検査を支援する（検査人員配置、検査機器の点検等）。

3 事業実施主体	2の(1)のア、(2)のエ、(3)のア	県協議会
	2の(1)のイ	県
	2の(2)のア、イ、ウ、オ、(3)のイ	地域協議会等
	2の(4)	県漁連等

4 予算額	1,051,544千円
-------	-------------

5 補助率	2の(1)のア	定額
	その他	10/10以内

6 事業実施期間	平成24年度～平成32年度
----------	---------------

担当課：農業支援総室環境保全農業課024-521-7342、生産流通総室農産物流通課、
水田畑作課、園芸課、水産課、森林林業総室林業振興課

環境にやさしい農業拡大推進事業（継続）

1 趣 旨

本県産農産物のイメージアップと風評払拭を効果的に進めるため、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、需要が拡大する有機農産物等の生産・流通体制を整備し、付加価値の高い有機農産物の供給拡大を進める。

2 事業内容

- (1) 有機JAS認証拡大支援事業
 - ア 有機JAS認証取得支援事業
有機JAS認証を取得する農業者を支援する。
 - イ 有機JAS認定（小分）取得支援
有機農産物を扱う事業者の有機JAS（小分）認証の新規認定取得を支援する。
- (2) 環境にやさしい農産物供給体制の整備
有機農産物の生産規模や品目の拡大、出荷の安定化に向け有機農業者等が共同で利用する施設・機械の導入経費を支援する。
- (3) 有機・エコ農産物の消費流通拡大支援事業
有機農産物の消費拡大に向けた啓発活動や有機農産物の新たな販売拡大を支援するため実需者向けの産地見学会や商談会を開催する。
- (4) 有機農業技術研究開発
有機農産物の放射性物質リスク軽減や、機能性の高い有機農産物の開発と安定生産に向けた技術を開発する。
- (5) 新たに開発された技術等の実証・普及展示
県内に実証展示ほを設け、有機農業技術や有機農産物の生産拡大に寄与する技術を地域農業者へ普及定着を図る。

- 3 事業実施主体

2の(1)のア、 農業者(法人、組織含)、イ、民間事業者
2の(2) 農業者組織（農業者等2名以上）
2の(3)(4)(5) 県
- 4 予 算 額

48,854千円
- 5 補 助 率

2の(1)ア 新規認定3/4以内、継続認定1/2以内
2の(1)イ 認定取得 定額(上限300千円)
施設整備 1/2以内(上限2,000千円)
2の(2) 導入経費の1/2以内
- 6 事業実施期間

平成29年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

第三者認証GAP取得等促進事業（一部新規）

1 趣 旨

風評対策を効果的に進めるため、産地が安全性を客観的に消費者等へ説明できる第三者認証GAP等を導入して、東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を通じた情報発信を行い、消費者の信頼回復を図る。

2 事業内容

(1) 第三者認証GAP等の導入支援（補助事業）

ア 認証GAPの取得・継続支援

GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP（ふくしま県GAP）等の取得や継続に係る経費を支援する。

イ（新）GAP活用モデルの育成

加速的に進めるために、様々な主体によるGAP取得促進・活用の取組を支援する。

(2) 放射性物質対策マニュアル作成支援（補助事業）

GAPに取り組む産地の放射性物質対策を盛り込んだマニュアル作成を支援する。

(3) 県推進事業

ア GAP認証取得等支援の体制整備

生産者や指導者向け研修会の開催、FGAPの審査体制の整備と取組拡大、産地情報の提供等を行う。

イ GAP指導員資格等取得事業

農林事務所等職員のGAP指導力向上を図る。

3 事業実施主体

2の(1) ア 出荷団体、農業法人等

イ 市町村

2の(2) 農業協同組合、出荷団体等

2の(3) 県

4 予 算 額 343,995千円

5 補 助 率

2の(1) 定額

2の(2) 定額

6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7342】

福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業（継続）

1 趣 旨

営農再開が進む中で、避難地域等では生産される農産物の販路の確保等の支援が必要となっており、専門家等を交えた農業者へのコンサルティングチームを組織し、農産物等の販路開拓を支援する。

2 事業内容

(1) 避難地域等での個々の農業者へのコンサルティング

避難地域等において農業者等からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等を行う。

3 事業実施主体 公益社団法人福島相双復興推進機構

4 予算額 103,381千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成29年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業（継続）

1 趣 旨

関係団体との連携によるオールふくしまの取組により、県産農林水産物等の魅力等の情報発信とともに、パッケージングの改善など本県産の持つ価値を伝える工夫をしながら販路の回復・拡大対策を展開することにより、本県の基幹産業である農林水産業の復興を図り、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会において、本県農林水産業の復興の姿や本県産の魅力を世界にアピールする。

2 事業内容

(1) みんなのチカラで農林水産絆づくり事業

販売促進キャンペーン等の展開により、県内外の実需者及び消費者に直接目に見える形で県産農林水産物の魅力・安全性を訴えかけ、積極的に販売・使用・購入する機運を高め、生産者と消費者の絆を取り戻す。

ア 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業

応援店販売促進キャンペーンの実施

イ 農林水産物利用推進絆づくり事業

県内量販店等において農林水産物の魅力と安全性をPRするおいしいふくしまいただきます！」キャンペーン等の実施

(2) 「オールふくしま」によるプロモーション対策

農業関係団体等、多様な主体による販路拡大等に向けた取組を促すことにより、県内各産地や品目別の状況に応じた販売力の強化を図る。

ア ふくしま米消費拡大推進事業

(ア) 県内外米消費拡大推進事業

量販店・各種イベントにおける消費拡大キャンペーン等の実施

(イ) ふくしま米ブランド販路拡大推進事業

a 求評懇談会

b 集荷団体、生産者団体、農業法人等が実施する米の販売促進の取組への支援（補助事業）

イ ふくしまの畜産ブランド再生事業

(ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業

畜産物の消費拡大イベントの実施及び畜産団体の活動への支援

(イ) 「福島牛」ブランド再生事業

安全性のPRや「福島牛」販路拡大への支援

ウ 「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業

(ア) 市町村事業

市町村が実施する販売促進PR活動等への支援（定額補助）

(イ) 民間団体・県域団体事業

民間団体が実施する販売促進PR活動や、GAPによる生産物PR、パッケージングの向上などへの支援（定額補助）

エ 福島 食のプラットフォームに対する活動支援

県産品を積極的に食べて、応援したい人の組織化を目指す福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」の活動を支援する。

オ 県産農林水産物の利用拡大支援事業

生産者の思いや農林水産業の実情、県産食材の安全性を子ども達や保護者、地域住民に伝えるとともに、地元の農林水産物などを食材として取り入れる学校、病院の自主的な取組を支援し実際に食べてもらうことで、県産食材の安全性に対する理解を促進させ、学校給食や病院食における県産農林水産物の消費拡大を推進する。

(ア) 給食等での県産食材にかかる購入経費補助

学校給食及び病院食において、県産の農林水産物などを使ったメニュー（「ふくしまふるさとメニュー」）を提供するための食材購入費を補助する。

(イ) 地産地消に関連した食育活動や研修会にかかる経費の補助

「ふくしまふるさとメニュー」で使われた食材の説明や生産者を招待して交流を図るなどの食育活動を行う学校・病院の取組、栄養士や調理師等を対象とした地産地消に関連した研修会等の経費を補助する。

(3) うまいぜ！ふくしま！農林水産物情報発信事業

県産農林水産物に対するイメージ向上を図るとともに、販路拡大関連の対策等をより効果的に実施するため、マスメディアを活用した対策を実施する。

また、風評等に関する調査を行い、関係団体とともに効果的な情報発信対策や販路拡大対策を検討する。

ア テレビを用いたPR

イ 各種メディアによる旬を捉えた相乗的な情報発信

ウ 効果的な情報発信・販路拡大対策の検討

(4) 県産農産物等輸出回復事業

原子力発電所事故により、主要国を含む多くの国・地域において、いまだに輸入規制措置が取られているため、本県産農産物等の安全性を海外に積極的に発信する等、規制解除と販路の拡充を推進する。

ア 農林産物等を通じた海外への安全・安心PR、情報発信

(ア) 様々な媒体を活用した情報発信

魅力などを発信するPRパンフレットや動画等を作成し、WEBや在外公館等、海外への情報発信ツール等をフル活用し、農林水産物等を通じた「ふくしまの今」を全世界へ発信する。

(イ) 有望輸出国・地域での展示会等出展

震災以前に輸出実績のあった国・地域で開催される展示会等に出展し、本県の安全安心の取組をはじめ、本県農林水産物等の魅力のPRを行う。

- (ウ) 有望輸出国・地域の「食」「農」関係者招へい
輸入規制を課している国・地域の食・農に関する政府関係者等を本県へ招へいし、本県の安全安心の取組状況など、正確な情報発信を行う。
- (エ) IOC、TOCOG等への安全性PR
IOC、TOCOG、選手及び関係者、飲食提供事業者、県内ホストタウン相手国等に対して、県産農林水産物等の魅力や安全性等について直接説明や招へい等を行う。
- イ 輸出促進、輸出環境整備事業
 - (ア) 輸出促進PR、販路開拓等支援
輸入規制が緩和された国・地域への輸出を促進するため、輸出に意欲がある生産者団体等に対して、海外での商談会、展示会出展、輸出へ向けた検疫等に係る環境整備などへの支援を行う。
 - (イ) 輸出環境整備
青果物等の輸送及び長期保存技術の安定化を検討するとともに、輸出先の防除基準値等に適合した防除体系や検疫等の対策・検討を行う。
- (5) 6次化商品販路拡大事業
 - 6次化商品それぞれが持つ特徴を踏まえたプロ目線による商品の磨き上げや、商品開発支援などをおして、福島を代表する6次化商品のブランド化を推進するとともに、国内の商談会へ出展し、販路拡大につなげる。
 - ア 6次化商品ブランディング事業
新ブランド「ふくしま満天堂」を拡充するとともに、テストマーケティング等を通じた商品改良及び販路開拓を支援する。
 - イ 売れる6次化商品販路拡大事業
国内最大級の商談会に出展し、販路拡大につなげる。
- (6) ブランド力向上！攻めの販路拡大対策
 - ア 県産農林水産物等販売コーナーの設置・ふくしまプライドフェア開催
県外量販店等において、パッケージの改善等を図りながら、米や牛肉、GAPによる生産物などの取扱いの定番化に向けた販売コーナー設置や、旬を捉えた販売フェアを開催する。
また、県産農産物等のブランド化に向けた検討、支援体制を整え、販売拡大につなげる。
 - イ オンラインストアによる販売促進
既存のオンラインストア企業と連携した販売促進キャンペーンの実施や販売者の拡大、販売力の向上に向けたセミナーなどにより、多様な流通ルートの確保と全国どこでも本県産を販売できる機会を創出する。
 - ウ イメージ向上に向けたパッケージングモデルへの支援
県域団体等を対象として、農林水産物のパッケージの改善等による本県産のイメージ向上に向けた取組を支援する。(定額補助)

エ 全国での販売促進PR活動

県産農林水産物等の一層の販路回復・拡大を図るため、関係団体と連携したトップセールス等により、流通・販売事業者への経営者層や消費者への働き掛けを行う。

3 事業実施主体

2の(1)のア、イ、(2)のア(イ) a 県

2の(2)のア(ア) ふくしま米需要拡大推進協議会、福島県米消費拡大推進連絡会議

2の(2)のア(イ) b 集荷団体、生産者団体、農業法人等

2の(2)のイ(ア) 県、畜産団体等

2の(2)のイ(イ) 全国農業協同組合連合会福島県本部、福島牛販売促進協議会等

2の(2)のウ(ア) 市町村

2の(2)のウ(イ) 生産者団体、商工業者団体等

2の(2)のエ 農林漁業者、商工業者の組織する団体、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合

2の(2)のオ(ア) 市町村、市町村教育委員会、市町村立小中学校、市立特別支援学校(小学部・中学部)、学校給食センター又は共同調理場、病院

2の(2)のオ(イ) 市町村、市町村教育委員会、市町村立小中学校、市立特別支援学校(小学部・中学部)、学校給食センター又は共同調理場、病院、栄養士会、病院給食研究会等

2の(3)のア、イ、ウ 県

2の(4)のア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 県

2の(4)のイ(ア) 県、農林漁業者の組織する団体等

2の(4)のイ(イ) 県

2の(5)のア、イ 県

2の(6)ア、イ、エ 県

2の(6)のウ 県域団体等

4 予 算 額 2, 0 9 6, 3 1 6千円

5 補 助 率

2の(2)のア(ア)、ア(イ) b、(2)のイ(ア) 定額

2の(2)のイ(イ) 1/2以内、定額

2の(2)のウ(ア)、(イ) 定額

2の(2)のエ 定額

2の(2)のオ(ア)、(イ) 定額

2の(4)のイ(ア) 定額(上限150万円)

2の(6)のウ 定額

6 事業実施期間 平成27年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

〈ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業〉 ふくしまの畜産ブランド再生事業（継続）

1 趣 旨

畜産ブランド復活のための事業を実施するとともに、民間団体等による風評を払拭するためのPR活動を支援する。

2 事業内容

(1) 復興サポート事業

ア ふくしまの畜産ブランド再生事業

「福島牛」を中心とする本県畜産ブランドの復活を図るため、トップセールスを始めとした積極的なPRや消費者の理解造成、さらには関係団体が実施するブランド力の強化に対して支援する。

(ア) おいしい「ふくしまの畜産」消費拡大事業

a おいしい福島畜産消費拡大事業

首都圏等において県産畜産物の安全性やおいしさをPRするためのイベント等のPR活動を行う。

b おいしい福島畜産応援事業

顧客回復のための各種商談会や販売会、販促資材等経費への支援

(イ) 「福島牛」ブランド再生事業

a ブランド「福島牛」復活事業

意見交換会及び交流会、枝肉共励会、首都圏における「福島牛」指定店制度の構築、産地懇談会におけるトップセールス及び「福島牛フェア」の開催等消費者に対するPR活動を支援する。

b 「福島牛」消費拡大対策事業

県内における福島牛販売指定店の拡大とPR、販売促進資材等の作成、販売促進キャンペーンの開催、消費者等との意見交換会及び福島牛産地ツアーの開催等消費者に対するPR活動を支援する。

3 事業実施主体

2の(1)のアの(ア) 県、畜産団体4団体（地鶏、ブランド豚、養蜂）

2の(1)のアの(イ) 全国農業協同組合連合会福島県本部、
福島牛販売促進協議会等

4 予 算 額 29,196千円

5 補 助 率 定額

6 事業実施期間 平成24年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室畜産課 024-521-7366】

ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業(継続)

1 趣 旨

子どもをはじめとした地域住民が、適切な食品を選択する力や放射能に対する知識を養う等、各個人が地域活動等を通して、自発的な健康づくりを推進できるよう、農林水産業体験を中心とした食育活動の充実を図る。

2 事業内容

(1) 食育実践サポーター派遣事業

食育体験や交流、食生活改善、地域の食文化や郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣し支援活動を行うことにより、県内における食育実践活動の普及拡大を促進する。

ア サポーターの募集及び登録

イ サポーターの公開

ウ サポーターの派遣

(2) ふるさとの農林漁業体験支援事業

子ども達が農林水産物の生産から消費までの流れを理解するための農林漁業体験活動や、子どもやその保護者が県産農林水産物の安全安心の取組や放射能の正しい知識を身につけるためのリスクコミュニケーション活動等を支援するとともに、これらの活動を広く周知する。

ア 農林漁業体験活動やリスクコミュニケーション活動を行う食育推進活動団体の選定、業務委託

子どもやその保護者などを対象とした食育推進活動の企画提案を選定し、業務委託する。選定に当たっては、避難している子ども達を対象とした取組を優先する。

(ア) 対 象：食育応援企業団、法人、NPO法人、任意団体等

(イ) 選定事業数：10事業（上限 1,080千円/事業）

イ 食育推進活動事例の取りまとめ・紹介

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 13,207 千円

5 事業実施期間 平成26年度～平成31年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-7354】

米の全量全袋検査推進事業（継続）

1 趣 旨

県の管理の下、県産米の放射性物質検査を的確に実施し、県産米の安全確認を行う。

2 事業内容

県産米の全量全袋検査を実施するためには、検査のための運搬費や作業員の人件費など新たに追加的費用が発生することになるが、この費用は、東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償により賄われる。

しかし、賠償金が支払われるまで、米の集荷業務を担うJAや米穀業者等が資金繰りし、さらに立て替えておくことは極めて困難であることから、全量全袋検査を確実に実施するため、追加的費用に相当する資金繰りを支援するため、検査運営資金の貸付を実施する。

- (1) 貸付先 ふくしまの恵み安全対策協議会
 (事務局：公益財団法人福島県農業振興公社)
- (2) 貸付期間 平成30年4月～平成31年3月末
- (3) 返 済 返済は東京電力ホールディングス株式会社からの賠償金を充てる。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 5,500,000 千円

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

肥育牛全頭安全対策推進事業（継続）

1 趣 旨

本県産牛肉の全頭検査を実施し、出荷牛の安全性を確認するとともに、その結果を広く消費者に公表することにより、本県産牛肉の信頼回復を図る。

2 事業内容

(1) 肥育牛全頭安全対策推進事業

ア 牛肉の放射性物質の全頭検査

本県産牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復、県産ブランドの再生及び畜産農家の経営の安定を図るため、県外においてと畜処理される肥育牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関へ搬入し、全頭検査を行う体制を確立する。

イ 牛生体の放射性物質検査

放射性物質の検出リスクの高い繁殖雌牛等については、出荷前の生体で放射性物質検査を実施し、基準値を超過する牛肉が出荷されない体制を整備する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	35,703千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成26年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室 畜産課 024-521-7365】

福島県産水産物競争力強化支援事業（一部新規）

1 趣 旨

原子力発電所事故による水産物への風評を払拭し、本県水産物の販路を拡大していくため、第三者認証制度（水産エコラベル）の活用、高鮮度出荷など本県水産物に特徴を持たせ、他県産に負けない競争力を付加する。

2 事業内容

(1) 認証審査支援事業

漁業関係団体及び水産加工流通業者が水産エコラベルの審査や認証を取得するための研修費用等を補助する。

(2) 認証水産物の高付加価値化・技術開発事業

ア 水産物の高付加価値化技術開発事業

県が高鮮度高品質化のための技術開発、技術実証及び販売試験を漁業関係団体に委託し実施する。

イ 高鮮度・高付加価値流通設備、機器整備支援事業

漁業関係団体が行う水産物の高鮮度保持や高付加価値化を図るために必要な機器の整備を支援する。

(3) (新) 認証水産物等流通支援事業

ア 認証水産物等販路確保

大手量販店等で認証水産物や高鮮度高付加価値化水産物等の販売コーナーを一定期間設置し、安全性と美味しさをアピールし販路の回復につなげる。

イ 水産物PRイベント開催等

本県水産物の安全性や美味しさについて、県内外の消費者に理解を深めてもらうため、水産市場等でイベントを開催する。また、漁協等で地元の消費者にPRするイベントを開催するほか、市場等の直売会を支援する。

(ア) おさかなフェスティバル、地魚祭り

(イ) 市場直売会

ウ 認証水産物等流通支援

認証水産物等を流通させる際に必要な経費を支援する。

3 事業実施主体

(1) 漁業関係団体及び水産加工流通業者

(2) ア 県

イ 漁業関係団体

(3) ア 県

イ (ア) 県

(イ) 漁協、漁連、水産加工組合

ウ 漁協、漁連、水産加工組合等

- 4 予 算 額 5 1 4, 9 4 2 千円
- 5 補 助 率
- (1) 1 0 / 1 0 以内、定額
 - (2) ア -
イ 5 / 6 以内
 - (3) ア -
イ (ア) -
(イ) 1 0 / 1 0 以内
ウ 1 0 / 1 0 以内

6 事業実施期間 平成29年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7376】

森林環境モニタリング調査事業（継続）

1 趣 旨

森林内における放射性物質の汚染状況について、広域的・継続的な調査を行い、森林内における放射性物質対策を推進するため、必要な情報の整備を行う。また、里山再生モデル地区における対策の効果を把握するため、立木・土壌等に含まれる放射性物質濃度や空間線量率の測定を行う。

2 事業内容

(1) 森林環境モニタリング調査事業

森林における汚染状況の現況と経時変化を把握するため、県内の私有林全域を対象に、森林内の空間線量率や立木、土壌等に含まれる放射性物質濃度を調査し、その結果の評価、解析等を行う。

(2) ふくしま森林再生推進事業

森林環境モニタリング調査地点周辺の森林について、衛星画像を使用した樹種判読や登記情報に基づいて森林計画図や森林簿を修正するとともに、更新した情報を市町村に提供することにより、市町村による森林整備の推進を支援する。

(3) 里山再生モデル地区放射線量等調査事業

これまでに選定された里山再生モデル地区において、国や市町村が行う放射性物質対策事業の実施前後における事業効果を把握するため、空間線量率や立木・土壌等に含まれる放射性物質濃度を測定し、空間線量マップ等作成のための基礎データを収集する。

3 事業実施主体	県
4 予 算 額	3 6 7, 0 0 0千円
5 補 助 率	—
6 事業実施期間	平成24年度～平成32年度

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7425】

県産材安全性確認調査事業（継続）

1 趣 旨

原発事故に伴う風評被害を防止し、安全・安心な県産材製品の安定供給と需要の確保を図るためには、県内各地域において県産材製品の継続的な調査が必要である。

このため、県産材製品の放射線量測定を実施し、県産材供給体制の強化を図る。

2 事業内容

県産材の安全性を確認するため、県内の森林から生産された木材の製材品について、表面線量の測定を定期的に行い、その結果を広く周知する。

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 県 |
| 4 予算額 | 200千円 |
| 5 補助率 | — |
| 6 事業実施期間 | 平成27年度～平成31年度 |

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

アグリイノベーション活用型営農モデル推進事業（新規）

1 趣 旨

被災地域において、意欲ある農業法人や企業等が、農林水産分野イノベーション・プロジェクトの成果（ロボット技術、ICT等の先進技術活用による営農モデル提案等）を導入するとともに、業務需要等の新たな流通・販売を取り入れた生産性の高い営農モデルの実践を支援し、被災地域における営農再開と雇用を促進する。

2 事業内容

(1) イノベーション活用型営農モデル支援事業

被災地域において、農業法人・企業等が関係民間企業等と共同で作成する事業計画に沿って、ICT等の先進技術、機械化体系等の低コスト生産体技術の導入と併せて、カット・冷凍等の業務需要等の新たな流通・販売体系の確立などの営農モデルを実践するために必要となる機械・施設・資材の導入や、技術者及び栽培者の確保等を支援する。

(2) イノベーション活用型営農モデル連携体制構築事業

イノベーション活用型営農モデル支援事業の効果的な実施(営農モデルの提案公募・選定、営農モデル実践計画策定支援、営農モデル実践支援等)、実施結果の普及啓発活動(検討会・研修会の開催、実践成果を活用した農業関連企業の誘致等)を実施する。

3 事業実施主体 (1) 農業法人、企業等、(2) 県

4 予算額 101,000千円

5 補助率 (1) 定額

6 事業実施期間 平成30年度～平成34年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7344】

次世代を担う地域農業先端モデル実証事業（新規）

1 趣 旨

地域の気象や販売先のニーズに適合し、かつ効率的な土地利用となる品目・品種の選定と組み合わせ、高性能機械やICT等先端技術を活用した省力化栽培体系などの園芸モデルを実証し、大規模園芸経営体の育成を図る。

2 事業内容

(1) 次世代技術導入推進協議会の運営

効率的な農地利用と高収益作物の計画的な導入・拡大を図るための品目の選定や実証計画の企画・合意形成・運営を行うとともに、実証成果の普及に向けた情報発信等を行う。

(2) 次世代営農モデル実証事業

地域の気象条件や販売先のニーズに適合し、かつ効率的な土地利用となる品目・品種の組み合わせ、高性能機械やICT等先端技術を活用した生産性調査などにより園芸大規模生産の実現性を明らかにする現地実証を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 12,652千円

5 事業実施期間 平成30年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

ふくしまアグリイノベーション実証事業（継続）

1 趣 旨

本県農業は、原発事故及びそれに伴う風評被害により、米価下落や高齢者の離農が加速し、遊休農地の拡大と地域農業の崩壊が懸念されており、また、間近に迫る水田政策の転換に対し、農地集積・集約の加速化に対応した収益性の高い大規模経営体等の育成が喫緊の課題である。

このようなことから、低コスト・高収益化に向けた稲作技術と作業の効率化・省力化を可能とするICT技術を組み合わせた営農レベルでのフィールド実証を行い、産地の「技術革新」を強力に支援し、低米価にも耐えうる100ha規模の大規模経営体（メガファーム）の育成を図る。

2 事業内容

(1) 農業技術革新推進協議会の運営

（構成：県、市町村、JA、農業者、施設・機械メーカー等）

ア 事業実施計画の策定

イ 実績検討会の開催

ウ 先進的技術の実証ほの運営支援

エ マニュアル（管理体系、経営指標等）作成、セミナーの開催 等

(2) 水田メガファームモデル事業

ア 実証ほ設置・運営に必要な施設・機器等の導入

- | | |
|-----------------|---|
| 3 事業実施主体 | 県2の(2)のアの実証ほ設置に必要な施設・機器等は農業者等への補助により整備) |
| 4 予算額 | 32,426千円 |
| 5 補助率 | 2の(2)のア 7/10以内
(実証ほ設置に要する費用に対する補助) |
| 6 事業実施期間 | 平成29年度～平成30年度 |

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業（継続）

1 趣 旨

過疎・中山間地域において営農組織等と企業等との連携による農業の新たなビジネスモデルを実証し、安定雇用が可能となる先端モデル経営体を創出する。

2 事業内容

(1) 新事業モデル実証推進事業

ア 新事業実証と進行管理

コンソーシアムが主体となって、新事業の実施計画に基づく実証活動を展開するとともに、検討会等を定期的で開催するなど、確実な成果が得られるよう進行管理を行う。

イ 先端モデル経営体設立等支援と実証成果の普及

新事業創出に向けた実証成果をもとに先端モデル経営体の設立や経営拡充等を支援するとともに、県内関係者向けに検討会やセミナー等を開催し、安定雇用のための新事業の取組の他地域への普及を図る。

(2) 新事業創出支援事業

ア 新事業創出の実践支援

営農組織等の新事業実践（＝コンソーシアムによる実証推進）のために必要となる施設・機器・資材等の導入を支援する。

3 事業実施主体 (1) 県、(2) 営農組織等

4 予算額 21,848千円

5 補助率 (2) 定額

6 事業実施期間 平成28年度～平成30年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7339】

「ふくしまの宝！」農業復興研究プロジェクト（継続）

1 趣 旨

原発事故による風評の影響を強く受けている本県農業の復興をさらに加速するためには、高い潜在能力を持ち全国に誇れる「ふくしまの宝」のブランド力と生産力の強化が必要である。

このため、全国有数の生産量を誇り、市場等からの評価が高い宿根カスミソウ、そばを対象に、避難地域等への産地拡大に向けた安定生産技術、実需者ニーズに対応した高品質生産技術の確立を図るプロジェクト研究に取り組む。

2 事業内容

(1) 避難地域への産地拡大に向けた宿根カスミソウの安定生産技術の確立 (1,500千円)

宿根カスミソウについて、既存地域や避難地域における産地拡大、新産地形成と産地間リレーによる安定した出荷体制を確立するため、高温対策技術や浜通りに適した夏秋期出荷技術を確立する。

(2) 蕎麦王国の復興に向けた「会津のかおり」の高品質生産技術の確立 (2,000千円)

そば「会津のかおり」について、改正された農産物検査規格に対応するとともに、実需者が求める品質のそば粉を安定的に生産・提供するため、高品質生産技術体系を確立する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 3,500千円

5 事業実施期間 平成28年度～平成30年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

多彩なふくしま水田農業推進事業（新規）

1 趣 旨

30年産米から米政策が大きく見直される中で、良質米産地という本県の強みを活かしながら、水田をフルに活用して農家所得の向上を図る必要がある。

このため、主食用米の品質・食味の向上を目指す取組を支援するとともに、酒造好適米の振興や水田を高度に利用した作付体系を推進するなど、多彩な地域特性を活かした新たな水田農業の構築を図る。

2 事業内容

(1) ふくしま米オール“特A”獲得推進事業

食味・品質の向上と平準化を図るための取組を支援し、本県主要7品種・銘柄全てで「特A」獲得を目指す。

(2) ふくしまプライド日本酒の里確立事業

ア 県産米日本酒育成支援事業

高い評価を受ける本県蔵元と酒造好適米生産組織との結びつきを強め、蔵元が求める品質の確保と安定供給を図る。

イ オリジナル酒造好適米育成加速化事業

県オリジナル酒造好適米「福島酒50号」の早期普及と生産体制を構築する。

(3) ふくしま水田高度利用推進事業

水田における1年2作～2年3作体系を東北で先駆けて導入拡大することで、水田の高度利用を促進し、複合経営による稲作農家の所得向上を図る。

3 事業実施主体	2の(1) 生産部会、集落営農組織等
	2の(2)の ア 県内蔵元
	2の(2)の イ 県
	2の(3) 営農組織、法人、認定農業者

4 予算額	73,574千円
-------	----------

5 補助率	2の(1) 定額（ただし、機械等のリース整備は1/2以内）
	2の(2)の ア、2の(3) 1/2以内

6 事業実施期間	平成30年度～平成32年度
----------	---------------

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7360】

ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業（継続）

1 趣 旨

新規参入者の呼び込みと定着促進を図るため、受入体制の整備・強化とモデル的な実践の取組を支援するとともに、新規就農者の育成を図るため、法人等における実践的な研修や教育機関との連携を強化する。

さらに、中山間地域等において、農業法人の育成や農業法人の新規事業拡大を支援することにより、新規参入者の受け皿を確保し定着化を図る。

2 事業内容

(1) 来たれ!ふくしま新・農業人サポート事業

新規就農支援組織等が地域の実情に応じ、アイデアを出し合い特徴ある新規参入者の呼び込みと定着化に取り組む活動に要する経費に助成する。

(2) 来たれ!ふくしま新・農業人育成・定着促進支援事業

新規参入者に対する栽培技術や経営管理に関する法人等での研修や無料職業紹介所の運営・活動や農業法人への雇用就農に対するマッチングセミナー等の開催への支援を行う。

(3) 新・農業人教育連携促進事業

高校生等を対象とした先進農家へのインターンシップを実施するとともに、若い農業者の連携による農業青年クラブ等のプロジェクト活動に要する経費を助成する。

(4) ふくしまの地域農業を担う農業法人育成事業

新規法人設立や既存法人等の事業拡大に必要な初期経費、アドバイザー、研修等の経費について支援する。

3 事業実施主体	2の(1)	新規就農支援組織等
	2の(2)	県、(一社)福島県農業会議
	2の(3)	県、農業青年クラブ等
	2の(4)	市町村、農業法人

4 予算額	111,623千円
-------	-----------

5 補助率	2の(1)	事業費の1/2以内 ただし、下記の補助金額を上限とする。 補助金額：1地区上限4,100千円
	2の(2)、(3)、(4)	定額

6 事業実施期間	平成28年度～平成30年度
----------	---------------

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

ふくしまから はじめよう。農業担い手経営革新支援事業（継続）

1 趣 旨

生産力と経営管理能力に優れ、雇用の拡大等により地域農業を牽引するプロフェッショナル経営体を育成するとともに、これに続く担い手層の経営向上を図りながら、風評に屈しない本県農業の力強い再生を成し遂げる。

※ プロフェッショナル経営体とは、個別経営体にあつては所得1,000万円以上、法人等にあつては販売金額1億円以上の経営体を指す。

2 事業内容

(1) プロフェッショナル経営体管理能力向上事業

プロフェッショナル経営体を育成する上で必要となるアドバイザーの派遣及びプロフェッショナル経営体が地域農業を牽引する活動への支援を行う。

ア プロフェッショナル経営体への経営革新のためのアドバイザーによる定期的な指導の実施

イ プロフェッショナル経営体同士の連携強化、情報発信支援

(2) プロフェッショナル経営体創出事業

プロフェッショナル経営体を目指す農業者または法人等が、農業近代化資金等の制度資金の融資を受け、計画に基づき新規雇用を活用し規模拡大等をする際に必要な経費の一部を助成する。

ア 事業対象 概ね5経営体を想定

イ 対象とする事業規模 1経営体あたり15,000千円以上

ウ 補助対象

(ア) 機械・施設の導入に要する経費

(イ) 規模拡大等に必要な初度的な経費等

a 規模拡大分の農地または採草放牧地の賃借料。ただし、後年度分を含め一括で支払う場合の対価とし、単年度のみ賃借料に係る支払いは除く。

b 施設・機械等をリースする場合のリース料全額一時払いに要する経費

c 規模拡大等に必要な物材費(種苗費、肥料、農薬、諸資材など)

d 新たな技術、経営方法習得のための研修に要する経費

e 農畜産物の需要開拓のための調査、開発、通信・情報機材の取得に要する経費

f 営業権や商標権の取得、研究開発等に要する経費

g 資産の増加を伴う機械・施設の修繕、農地等の改良等に要する経費

h 法人成りに必要な登記等に要する事務経費

i その他、農業構造検討会議が主催する事業計画審査会において必要と認められた経費

- 3 事業実施主体 2の(1)のア 福島県担い手育成総合支援協議会
2の(1)のイ 県
2の(2) 市町村
- 4 予算額 40,177千円
- 5 補助率 2の(1)のア 定額
2の(2) 融資残額
(事業費の3/10以内、上限1,000万円/経営体)
- 6 事業実施期間 平成26年度～平成30年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

きらめく・ふくしま農業女子育成・確保支援事業（継続）

1 趣 旨

若い女性が農業を職業として選択するような体制づくりを進めるため、女性農業者のネットワーク整備による連携強化を進めるとともに、農業女子で構成される組織の活性化を図る。

2 事業内容

(1) 農業女子ネットワーク活動支援事業

県内の女性農業者で構成されるネットワーク組織に対し、女性ならではのアイデアを出し合う機会を設けるとともに、特徴ある農業の取組や新規女性農業者の定着化に効果的な活動に対して支援する。

(2) 農業女子育成・定着促進支援事業

女性農業者等で構成される組織が行う地域の活性化等につながる新たな取組に対して支援を行い、安定した所得確保による定着化を進めることにより、新規就農者の確保につなげる。

3 事業実施主体	2の(1) 県
	2の(2) 県内女性農業者等で組織する団体等
4 予算額	6,300千円
5 補助率	2の(2) 定額(1,000千円以内)
6 事業実施期間	平成28年度～平成30年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

施設園芸産地スケールアップ緊急整備事業（新規） （強い農業づくり整備事業）

1 趣 旨

「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト」の推進と平成30年産からの米政策改革への対応のため、園芸の大規模な施設化を緊急的に整備促進する。併せて、認証GAPの面的拡大を図る。

2 事業内容

産地パワーアップ事業を活用したパイプハウス等園芸用生産施設導入に対し、次の要件を全て満たす場合に、補助率を高めて支援する。

- ア 施設整備面積が概ね1ha以上であること。
- イ FGAP以上の認証GAPに取り組むこと。

3 事業実施主体

市町村、農業協同組合等農業団体、営農集団 等

4 予算額 336,000千円

5 補助率 6/10以内（国庫1/2*、県費1/10）
*産地パワーアップ事業分（必須）

6 事業実施期間 平成30年度

【担当課：農林水産部園芸課 024-521-7357】

ふくしま「医食同源の郷」づくり事業（継続）

1 趣 旨

健康志向が高まる中、歴史と伝統があり、保健機能を有する「おたねにんじん」や「エゴマ」等の農作物については、県内で栽培されているものの、一般的に認知度が低く、生産量が増加していない状況にある。

このため、「おたねにんじん」や「エゴマ」等の省力・低コスト化技術等の開発と導入により生産拡大を進め、県民に広く知ってもらうとともに、医療、観光・6次化事業体との連携による販売拡大を進める。

2 事業内容

- (1) ふくしま「医食同源の郷」づくり推進事業
農作物の需要・供給に応じた生産、販売体制確立のため関係機関・団体を構成員とした協議会を開催するとともに生産拡大、販売拡大の取組を進める。
- (2) ふくしま「医食同源の郷」づくり産地強化事業
農作物の需要・供給に応じた生産、販売体制確立のための支援を行う。
- (3) ふくしま「医食同源の郷」づくり整備事業
需要が見込まれる農作物の生産拡大のため、初期生産資材、共同利用機械・機器等の導入支援を行う。
- (4) ふくしま「医食同源の郷」づくり研究開発事業
おたねにんじんの早期種苗増殖技術、省力・低コスト安定生産技術及び、エゴマの省力・低コスト安定生産技術、搾油かすの有効利用等の開発を進める。
- (5) ふくしま「医食同源の郷」づくり種子確保事業
おたねにんじんの県オリジナル品種「かいしゅうさん」等の種子確保対策を行う。

3 事業実施主体

- 2の(1)、(4)、(5) 県
- 2の(2) 各地方又は市町村協議会等
- 2の(3) 市町村、JA、営農集団、認定農業者等
- 2の(5) 種子生産農業者等

4 予算額 29,370千円

5 補助率

- 2の(2) 定額(400千円/1箇所以内)
- 2の(3) 1/2以内、定額
- 2の(5) 定額

6 事業実施期間 平成28年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

先端技術活用による農業再生実証事業（継続）

1 趣 旨

被災産地の復興・創生のため、状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題を対象に先端技術の現場への実装に向けた現地実証を行うとともに、被災地に設置した社会実装拠点を核として組織的な技術導入を行うことにより、実用化された技術体系の迅速かつ広範な社会実装を図る。

2 事業内容

- (1) 避難指示解除地域における花き安定供給のための ICT 活用による計画生産・出荷管理システムの実証研究（15,008 千円）

避難指示解除地域では、帰還する農業者が少なく、生産拠点が点在し、生産量もまとまらないため、集出荷体制が整備されていない。こうした状況を踏まえ、電照栽培、ICT 等を活用した計画生産・出荷管理システムの構築を目的とした実証研究を行う。

- (2) 避難指示解除地域における土地利用型野菜の効率的ほ場管理技術の実証研究（35,000 千円）

避難指示解除地域では、帰還する農業者が少なく、水田だけでなく畑地も含めた大規模ほ場の効率的な管理技術の開発が求められている。このため、ドローン等を活用したリモートセンシングによる生育、土壌状態の把握などによる土地利用型野菜の効率的な管理技術の実証研究を行う。

- (3) 浜通り地方における果樹の早期復旧に向けた生産技術の実証研究（14,510 千円）

浜通り地方におけるナシを基幹とする果樹経営は、風評の懸念、あるいは一度栽培管理を中断したことにより、再開が進んでいない。このため、ナシとブドウを組み合わせた高収益・早期成園化技術の実証研究を行う。

- (4) 大規模圃場における自給飼料等生産技術の実証研究（9,457 千円）

避難指示解除地域では、帰還する農業者が少なく、水田だけでなく畑地も含めた大規模ほ場の効率的な管理技術の開発が求められている。このため、子実トウモロコシを核に水稻や大豆の組み合わせによる大規模省力生産技術、輪作による土壌物理性改善技術等の実証研究を行う。

- (5) 先端技術による農業再生実証事業（社会実装拠点）（8,468 千円）

本事業で実用化された技術体系の速やかな社会実装を図るため、被災地に設置した社会実装拠点を核として情報発信、技術研修、現場指導等を行う。

3 事業実施主体 県、民間企業、研究機関等によるコンソーシアム

4 予 算 額 84,817 千円

5 事業実施期間 平成25年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室農業振興課 024-521-7336】

企業農業参入サポート強化事業（一部新規）

1 趣 旨

企業等の農業参入を支援し、本県農業の復興及び多様な担い手の確保に資する。

2 事業内容

(1) (新) 被災地再生農業参入支援事業

営農再開に向けた取組を行っている浜通りにおいて、担い手の確保や地域活性化を図るため、市町村や関係団体と連携しながら農業参入を支援する。

(2) 企業農業参入支援体制強化事業

県内に参入を希望している企業等が、円滑に農業参入できるよう、市町村、関係団体と連携しながら支援体制の整備を図る。

ア 企業農業参入推進事業

企業等への個別訪問等や農業参入の受入体制の整備を図り、本県で農業参入する意向がある企業等の誘致につなげる。

イ 農業参入マッチング活動事業

相談会やセミナーを開催するなど、誘致企業等と集落、地元関係団体等のニーズをマッチングし、企業等の円滑な農業参入を支援する。

ウ 企業農業参入支援事業

参入意向のある企業を着実に本県へ誘致するため、初期経費や定着して発展的に農業を行うために必要な機械施設等の経費の一部を助成する。

ア) 新たに農業を取組むために必要となる、肥料、農薬、生産資材、試験栽培実施等の初期経費の一部を助成する。

イ) 企業等が本県に定着して、発展的に農業を行うために必要な出荷調整作業所、農産物貯蔵庫、機械格納庫、加工施設、育苗施設、家畜飼養施設、堆肥舎、農業用機械等を整備の経費の一部を助成する。

3 事業実施主体	2の(1) 一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
	2の(2)のア、イ 県
	2の(2)のウ 企業等（ただし、イ）は浜通りに参入する企業等は除く）

4 予算額	49,270千円
5 補助率	2の(1) 定額
	2の(2)のウ 1/3以内
6 事業実施期間	平成27年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

地域農業担い手育成支援強化事業（一部新規）

1 趣 旨

人・農地プラン作成・見直しの支援を行うと共に、地域農業の担い手となる様々な形態の経営体等を対象に、法人化・組織化、経営改善・経営継承等を支援し、農業経営の向上、安定及び継承の取組を強化する各種支援を実施する。

2 事業内容

- (1) 人・農地プラン作成・見直し等支援事業
市町村が行う人・農地プランを作成、見直しをするための取組に対して支援する。
- (2) (新) 農業経営法人化等支援事業
 - ア 農業経営法人化支援事業
地域農業の担い手育成のため、組織化及び集落営農等の複数個別農家の法人化等の取組を支援する。
 - イ 法人化推進事業
地域農業の担い手育成のため、法人経営に必要となる労務・財務管理等に関する知識等を修得するための啓発活動を実施する。
- (3) 地域農業担い手活性化支援事業
県内の農業法人等実態調査を実施し、関係機関と連携し、法人等に対し経営改善を支援するとともに、法人化や集落営農等の意向のある農業者や農用地利用改善団体等の情報収集を行い、その取組の活性化を支援する。
- (4) 県担い手育成総合支援協議会運営事業
県担い手育成総合支援協議会の運営や専門家から構成する担い手アクションサポート会議の設置を支援し、効率的な担い手施策に反映させる。
- (5) 企業的農業経営体創出支援事業
農業経営体育成推進アドバイザーを設置し、農業経営等に関する専門家等による経営相談やカウンセリング等の手法で法人設立、経営改善、経営継承等の取組を支援し、併せて設立した法人等に対し、コンサルティングを行い、経営ビジョンの作成や雇用促進活動等を支援する。
- (6) 企業的農業経営体経営改善・継承支援事業
農業経営相談所（仮称）が実施する法人経営体等に対して安定した経営の実現と持続的な発展が図られるようスペシャリストの設置や法人経営ステップアップ講座の実施に係る経費を支援する。

- | | | |
|----------|---------------|-----------------|
| 3 事業実施主体 | 2の(1) | 市町村 |
| | 2の(2)のア | 福島県担い手育成総合支援協議会 |
| | イ | 県 |
| | 2の(3) | 県 |
| | 2の(4)、(5)、(6) | 福島県担い手育成総合支援協議会 |

- 4 予 算 額 29,751千円
- 5 補 助 率 2の(1) 1/2以内
 2の(2) のア、(4)、(5)、(6) 定額
- 6 事業実施期間 平成27年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

農地利用集積対策事業（継続）

1 趣 旨

担い手への農地集積と集約化を行う農地中間管理機構が事業を行うために必要な経費を助成する。また、人・農地プランの話し合いの中で機構にまとまって農地の貸付を行った地域や機構に対する貸付に伴って経営転換又はリタイアする者等に対して協力を金を交付する。

2 事業内容

(1) 農地中間管理機構事業

機構が農地を借り入れし、担い手へまとまりのある形で貸し付けるために必要な経費等を助成する。

(2) 機構集積協力金交付事業

機構を通して担い手へ転貸された面積について、国からの配分額の範囲内で以下の単価で交付する（国の配分額に応じて単価の減額調整を行う場合がある）。

ア 地域に対する支援

(ア) 地域集積協力金

人・農地プランの話し合いに基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた地域へ交付する（地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じて単価が決定）。

2割超5割以下：1.0万円/10a以内（津波被災地域1.4万円/10a以内）

5割超8割以下：1.4万円/10a以内（津波被災地域1.9万円/10a以内）

8割超：1.8万円/10a以内（津波被災地域2.3万円/10a以内）

※旧警戒区域等

2割超5割以下：2.0万円/10a以内（津波被災地域2.4万円/10a以内）

5割超8割以下：2.8万円/10a以内（津波被災地域3.2万円/10a以内）

8割超：3.6万円/10a以内（津波被災地域4.0万円/10a以内）

イ 個々の出し手に対する支援

(ア) 経営転換協力金

機構に対し農地を貸し付け、経営転換又はリタイアする者等へ交付する。

0.5ha以下：30万円/戸以内

0.5ha超2.0ha以下：50万円/戸以内

2.0ha超：70万円/戸以内

(イ) 耕作者集積協力金

機構の借受農地等に隣接する農地を機構に貸し付け、農地の集積・集約化に協力する者へ交付する。

0.5万円/10a以内

※旧警戒区域等

2.0万円/10a以内

3 事業実施主体 2の(1) (公財)福島県農業振興公社、2の(2) 市町村

- 4 予 算 額 895,807千円
- 5 補 助 率 2の(1) 定 額
 2の(2) 定 額
- 6 事業実施期間 平成26年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7381】

農業次世代人材投資事業（継続）

1 趣 旨

若い世代の農業への参入を促すため、就農前（2年以内）の研修期間及び経営が不安定な就農直後（5年以内）に資金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を支援する。

2 事業内容

(1) 農業次世代人材投資資金（準備型）

就農予定時原則45歳未満で独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指すし、年間1,200時間以上の就農研修を受講する等、一定の要件を満たす者に対し、資金を交付する。

要件：就農予定時の年齢が原則45歳未満であること。

：独立・自営就農又は雇用就農又は親元就農を目指すこと。

※平成29年度新規採択者から独立・自営就農する場合は、就農から5年以内に認定新規就農者または認定農業者になることを要件化。

：県が認める研修機関（県農業短期大学校等）や先進農家等で概ね1年以上の研修を行うこと等。

交付期間：2年以内

※平成29年度新規採択者から国内での2年間の研修を経て海外研修を行う場合は、交付期間を1年延長。

交付金：年間150万円

(2) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者であり、農業経営者となる強い意欲を有していること。また、人・農地プランに位置付けられるか、農地中間管理機構から農地を借り受ける等、一定の要件を満たす者に対し資金を交付する。

要件：独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること。

：就農5年後に農業で経営が成り立つ計画を有していること。

：人・農地プランに位置付けられること。あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

：認定新規就農者であること。

※平成29年度新規採択者から、交付終了後は交付期間と同期間営農を継続することを要件化。

交付期間：最長5年以内

交付金：年間最大150万円（夫婦での交付は年間最大225万円）

※平成27年度新規採択者から、前年の所得（100万円以上350万円未満）に応じた交付金額の変動制を適用。平成28年度新規採択者から交付3年目に中間評価を導入。平成29年度新規採択者から中間評価でA評価の者のうち希望者に経営発展支援金を交付。

未来を拓く新規就農者等育成支援事業（継続）

1 趣 旨

農業・農村を担う農業者を育成するため、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、就農希望者等に対してきめ細かな就農相談等の就農啓発活動を実施するとともに、若い農業者、さらに、これらの育成に指導的な役割を果たしている農業士の活動を支援する。

2 事業内容

(1) 若い農業者支援事業

ア 就農誘導支援事業

公益財団法人福島県農業振興公社（福島県青年農業者等育成センター）に対し、新規就農希望者の円滑な就農を誘導するために必要な経費を補助する。

イ 農業青年リーダー育成事業

福島県青年農業者等育成センターに対し、農業青年リーダーの育成を目的に行う農業青年クラブ組織活動への支援等に必要な経費を補助する。

ウ 「ふくしまの農業 未来トーク」の開催

知事と若い農業者との懇談を開催し、若い農業者の意見を集約し施策に反映する。

(2) 農業士活動支援事業

若い農業者の就農促進や育成に指導的な役割を果たしている農業士を計画的に確保し県が認定を行うことにより、新規就農者の就農から育成・定着に向けた総合的な支援体制を整備する。

3 事業実施主体	2の(1)のア、イ 公益財団法人福島県農業振興公社 (福島県青年農業者等育成センター)
	2の(1)のウ、(2) 県
4 予算額	1,866千円
5 補助率	10/10以内
6 事業実施期間	平成27年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室農業担い手課 024-521-7340】

売れる！大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業（継続）

1 趣 旨

本県の大豆・麦・そばは、震災以降作付面積が大きく減少し、さらに生産者の高齢化と担い手不足によって適期の作業が容易でなく、加えて品種更新の遅れ等の理由から収量・品質が全国平均を下回り、生産者の意欲は減退している。その一方で新たな産地が形成され団地面積が拡大するなど、生産拡大の兆しが見られる。

このため、実需者の求める品種の導入や販路開拓等に対する支援及び新技術等の取組に対して支援することで収量・品質の向上と作付面積の拡大を図り、新しい「売れる産地」をつくる取組を推進する。

2 事業内容

- (1) 売れる県産をつくる！産地づくり活動支援事業
大豆・麦・そば等の畑作物について、生産者団体等による消費者・実需者の求める品種の導入や実需者と連携した加工品試作等の「売れる産地づくり」活動を支援する。
- (2) 売れる県産をつくる！高収量・高品質化支援事業
収量と価格の回復・向上による農業所得の向上と被災地域における産地復活のため、大豆・麦・そば等の高収量・高品質化技術導入の現地試験や技術研修会を開催することで技術導入のモデル産地を育成する。

3 事業実施主体 県、市町村、生産団体、農業者等

4 予 算 額 5, 5 5 0千円

5 補 助 率 定額、1／2以内

6 事業実施期間 平成29年度～平成31年度

【担当課：生産流通総室水田畑作課 024-521-7369】

産地パワーアップ事業 (強い農業づくり整備事業) (継続)

1 趣 旨

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地の農業者等に対し、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備に係る経費等を支援する。

2 事業内容

- (1) 集出荷施設等の整備
- (2) 農業機械の導入(リース含む)等
- (3) 事業計画の策定及び農業機械の導入実証

3 事業実施主体 市町村、農業者、農業団体、民間事業者等

4 予算額 788,760千円

5 補助率 1/2以内等

6 事業実施期間 平成28年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7357】

実り豊かなふくしまの産地整備事業（新規）

1 趣 旨

「ふくしま農林水産業新生プラン」の実現に向け、戦略的な生産拡大や産地づくりなどに重点的に取り組む。

特に、国庫事業「産地パワーアップ事業」の要件に満たない産地の創意工夫や新たな挑戦に係る取組を支援する。

2 事業内容

(1) 園芸作物支援対策

ふくしま恵みイレブン園芸6品目などを対象に、園芸用栽培施設及び付帯設備の導入、県オリジナル品種の普及推進、簡易養液栽培施設の導入や更なる単収向上を期待できる環境制御システム等の新たな生産システムの普及拡大を支援する。

(2) 土地利用型作物支援対策

大豆、麦類、そば、なたね、飼料作物及び主要農作物（稲・麦類・大豆）種子を対象に、低コスト化、高品質化及び生産拡大を図るための取組や、新規に種子生産に取り組む、又は新品種を導入するために必要な機械・機器の導入を支援する。

3 事業実施主体

(1) 園芸作物支援対策

市町村、農業協同組合等農業団体、営農集団、農業法人（3戸以上の農業者が受益者となる場合に限る。）

(2) 土地利用型作物支援対策

市町村、市町村単位農業公社、農業協同組合、JA出資型法人、営農集団（3戸以上の農業者が受益者となる場合に限る。）

4 予 算 額 46,112千円

5 補 助 率 1/3以内。ただし、FGAP以上の認証取得済み又は認証を目指す産地は、4/10以内（飼料作物支援タイプ及び主要農作物種子支援タイプを除く。）。

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

園芸作物生産転換促進事業

(実り豊かなふくしまの産地支援事業) (新規)

1 趣 旨

実需者ニーズに対応した野菜や果樹、花きの生産拡大を実現するため、水田地帯において水稻から園芸作物への転換を図り、生産者と実需者等の関係者が連携して取り組む新しい園芸産地育成を支援する。

2 事業内容

(1) 産地の合意形成

水稻から園芸作物への転換に向けて、生産者間で生産体制の構想を検討するとともに、流通業者や実需者を含めたコンソーシアムの検討等に係る取組を支援。

(2) 品種の選定や出荷先の確保

新たに園芸作物に取組に当たり、産地の気象・土壌条件に適した品種の検討や、事業実施後の計画取引の実現に向けて実需者と協議等に係る取組を支援。

(3) 排水対策や栽培技術の確立

水田地帯で園芸作物への転換が可能かを検証するため、地下水位制御システム等の導入による排水対策の実証、栽培技術確立のための実証ほの設置、技術講習会の開催等の取組を支援。

(4) 機械・施設のリース方式による導入等

低コスト生産に必要な機械化一貫体系や、施設野菜等の生産に必要なハウスの導入、導入する機械・施設に対応する栽培技術の実証等の取組を支援。

3 事業実施主体 生産者、実需者、市町村等で構成されるコンソーシアム
(但し、生産者及び実需者は必須の構成員)

4 予算額 100,500千円

5 補助率 定額、1/2以内

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室園芸課 024-521-7355】

畜産競争力強化対策整備事業（継続）

1 趣 旨

畜産業の復興・再生を推進するため、地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

2 事業内容

(1) 畜産競争力強化対策整備事業

畜産クラスター協議会が策定した畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織等）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な施設整備や家畜導入を支援する。

3 事業実施主体 畜産クラスター協議会

4 予算額 402,640千円

5 補助率	施設整備	事業費の1/2以内
	家畜導入上限額	妊娠牛 275千円
		繁殖雌牛 175千円
		繁殖雌豚 40千円

6 事業実施期間 平成30年度

【担当課：生産流通総室 畜産課 024-521-7366】

遊休農地活用促進総合対策事業（一部新規）

1 趣 旨

遊休農地の活用を促進するため、国の荒廃農地等利活用促進交付金等を活用し、農業者等が行う農地の再生作業等支援するとともに、再生が困難な農地の活用についても検討を進める。

また、農業体験や研修等による遊休農地の活用について支援する。

2 事業内容

(1) 遊休農地活用推進事業

遊休農地の活用を進めるため、関係団体との連携等を図り、新たな推進組織の設立の検討を行うとともに、市町村等が農地法第四章に基づいて行う遊休農地に関する措置の適正な執行を支援する。

(2) 再生困難農地活用推進事業

再生が困難な荒廃農地の利活用を促進するため、地域の関係者による具体的な利活用方策を検討する。

(3) 農業体験・研修農園整備遊休農地活用推進事業

地域の多様な主体が行う遊休農地や篤農家等の人材を活用した体験農場や研修農場の整備を支援する。

(4) (新) 荒廃農地等利活用促進交付金事業

国が創設した荒廃農地等利活用促進交付金を活用し、農業者や農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う農地の再生作業や土壌改良、施設整備等を支援する。

(5) (新) 遊休農地等保全対策支援モデル事業

遊休化した農地の活用・保全を図るため、遊休農地の再生作業等に国の交付金の活用が見込めない地域において、市町村が策定する遊休農地の保全計画の実現に向けた支援をモデル的に実施する。

3 事業実施主体	2の(1)、(2) 県
	2の(3) 市町村、地域耕作放棄地対策協議会、 農業委員会、農業協同組合、農業者の組織する団体、 土地改良区、公社、NPO法人等
	2の(4)、(5) 市町村
4 予算額	4, 179千円
5 補助率	2の(1)、(2) ー
	2の(3) 定額(予算の範囲で総額1, 950千円、上限は面積に応じて変動)

10a～20a 未満：265 千円、20a～40a 未満：
430 千円、40a 以上：655 千円

2の(4) 定額又は事業費の1/2以内

2の(5) 定額(10a当たり30千円)

6 事業実施期間 平成28年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7415】

経営体育成基盤整備事業（一般） 等（継続）

1 趣 旨

農業競争力の強化を進めるため、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化や農業の付加価値化など、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。

2 事業内容

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,054,113千円

5 補助率 一般地域：国 50%、県 27.5%（30%） 中山間地域等：国 55%、県 27.5% ※（ ）書きは平成24年度までに採択された地区のみ

6 事業実施期間 平成9年度～平成34年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7410】

県単基幹水利施設ストックマネジメント事業 等（継続）

1 趣 旨

国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の相当数が老朽化の進行とともに、更新を必要とする施設が増加している。今後も増加してゆく更新需要に対して、農業水利施設の長寿命化を図ることにより、施設の有効活用と財政負担の平準化を図る。

2 事業内容

ダム、頭首工、用排水機場、基幹用排水路等の基幹水利施設について、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能保全計画を策定し、当該機能診断結果に基づき必要な対策工事を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 919,848千円

5 補助率 国 1/2、県 1/4

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7417】

福のしま「きのこの里づくり」事業（一部新規）

1 趣 旨

ほんしめじ（県オリジナル品種）による産地化の推進と販売促進活動の強化により、生産者の所得向上を図る。

2 事業内容

（1）新品種定着化事業

ほんしめじ（県オリジナル品種）のモデル地区を設定し、菌床培地等の供給に合わせて栽培指導を行い産地育成を図る。

（2）新品種需要開拓事業

栽培されたきのこのこについて、県内の旅館等需要先を開拓し、食材提供に係るマッチングを進め、食材提供の需給調整を行う。

（3）効率的な大量生産技術の開発

効率的に大量の培地を作成するため、培地基材の改良や菌床製造の機械化等製造工程の見直しを行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 13,696千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成29年度～平成30年度

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

ふくしま森林再生事業（継続）

1 趣 旨

県内の森林は広範囲に放射性物質の影響を受けており、森林所有者等による森林整備が停滞している森林について、市町村等の公的主体が間伐などの森林整備と放射性物質対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能の発揮を確保する。

2 事業内容

(1) 森林整備

間伐等の森林施業と路網整備により森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の拡散防止等を図る。

(2) 放射性物質対策

(1) の森林整備を実施するための計画作成や森林所有者の同意取得などを行うとともに、森林内の放射性物質の動態に応じた対策を実施する。また、施業後の事業効果の分析・評価等を合わせて実施する。

3 事業実施主体 市町村、森林整備法人、県

4 予算額 4, 747, 349千円

5 補助率 2の(1) 市町村 4/10 (実質補助率72%)
 森林整備法人 5/10 (実質補助率90%)
 2の(2) 10/10以内

6 事業実施期間 2の(1) 平成25年度～平成32年度
 2の(2) 平成25年度～平成32年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

広葉樹林再生事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質の影響が比較的小さい会津地域においても、きのこ原木の指標値を超える原木林が見受けられ、きのこ原木の生産が停止している状況にあるため、将来のきのこ原木の安定供給に向け、次世代の原木林となる広葉樹林の再生を図る。

2 事業内容

既存のきのこ原木林等広葉樹林を次世代へ更新するため、必要な伐採（皆伐等）、作業道の整備を実施する。

3 事業実施主体 市町村等

4 予算額 95,376千円

5 補助率 10/10以内

6 事業実施期間 平成26年度～平成32年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7429】

森林情報活用路網整備推進事業（新規）

1 趣 旨

森林の適切な管理に向けた計画的な間伐等森林整備の着実な実施と素材生産の一層の効率化に資するため、航空レーザ計測によるデータの活用により高精度の森林情報を取得し、市町村ごとの路網整備計画の策定を支援する。

2 事業内容

航空機から地上にレーザを照射し、その反射波により高精度の地形情報及び森林情報を取得し、市町村ごとの林業専用道全体計画策定委託事業を実施する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 933,624千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7430】

林道災害復旧事業（継続）

1 趣 旨

異常気象等により被災した林道施設について復旧事業を実施し、林業の維持、山村地域住民の生活の安定を図る。

2 事業内容

市町村等が維持管理する林道施設の被災箇所について復旧事業を実施する。

3 事業実施主体 市町村等

4 予 算 額 509,082千円

5 補 助 率 奥地林道 65%
奥地林道以外 50%

※ 単年災高率補助、連年災高率補助、激甚災害高率補助の基準に該当する場合は補助率の嵩上げが行われる。

6 事業実施期間 災害が発生した年を含め原則3年間

【担当課：森林林業総室森林整備課 024-521-7430】

木材加工流通施設等整備事業（新規）

1 趣 旨

避難指示の解除が進む中、失われた地場産業を復活させ、安定した雇用の場を確保するため、住宅再建や復興関連施設等の地元需要にも対応した木材製品の供給体制を整備する。

2 事業内容

被災地域における木材加工流通施設等の整備を支援する。

3 事業実施主体 市町村等

4 予算額 1,656,000千円

5 補助率 3/4以内

6 事業実施期間 平成30年度～

【担当課：森林林業総室林業振興課 024-521-7432】

先端技術活用による水産業再生実証事業（新規）

1 趣 旨

本県水産業の復興に向けて、効率的漁業の実践、本県水産物の競争力強化により、少ない労力で高い収益を得る、新たな水産業「ふくしま型漁業」の実証により、漁業再開後の姿を明示する必要がある。

このため、県内漁港の水揚情報を水産試験場が収集するシステムを復旧した上で、収益性の高い漁業を実現する操業支援技術や、付加価値を高める加工技術について実証研究に取り組むとともに、生産現場への速やかな展開を行う。

2 事業内容

(1) 漁獲情報共有システム構築事業（23,547千円）

漁協の水揚情報を活用し、魚種別、漁業種類別漁獲量、単価変動など資源の迅速な評価、県統計の効率的な作成が可能な、水産試験場の水産情報システムを構築する。

また、漁協が持つ各種データのうち、販売情報について必要な機能を追加し、水産試験場との間でデータを共有化するためのシステムを構築する。

(2) ICT分野先端技術活用実証研究（100,548千円）

操業コストの削減と販売収入の増加による収益性の高い漁業の実現に向けて、効率的かつ効果的な操業と資源管理を支援するため、必要な各種情報の収集・配信システムを構築する。

(3) 利用加工分野先端技術活用実証研究（50,002千円）

本県の水産業復興、振興を推進するため、加工品開発による付加価値向上や加工品生産における低コスト化を図り、最適な流通・販売システムを構築する。

(4) 社会実装拠点運営（3,837千円）

先端技術活用による水産業再生実証事業で実用化された技術体系の速やかな社会実装を図るため、情報発信、技術研修、現場指導等を行う。

3 事業実施主体

(1) 県、団体

(2)、(3)、(4) 県、民間企業又は団体、研究機関等によるコンソーシアム

4 予算額 177,934千円

5 事業実施期間

(1) 平成30年度

(2)、(3)、(4) 平成30年度～平成32年度

担当課：農業支援総室農業振興課	024-521-7336
生産流通総室水産課	024-521-7379

栽培漁業振興対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により本県の種苗生産施設が被災し、アワビ、ヒラメ及びアユの種苗生産、放流が困難となった。しかし、従来からの種苗放流を継続し、資源を維持していく取組みを行い漁業地域の復興を進める種苗生産・放流団体へ支援を行う。併せて、平成30年度内に供用が開始される種苗研究・生産施設において、アワビ種苗生産を行う。

2 事業内容

(1) 種苗放流支援事業（アワビ・ヒラメ）

本県沿岸におけるアワビ、ヒラメの種苗放流を継続するため、公益財団法人福島県栽培漁業協会が職員を県外の機関へ派遣し種苗を生産する取組を支援する。

(2) 種苗放流支援事業（アワビ種苗生産）

平成30年度内に供用が開始される種苗研究・生産施設において、アワビの種苗生産を行う。

(3) 種苗放流支援事業（アユ）

内水面の漁業協同組合が行うアユの種苗放流を支援する。

3 事業実施主体

- (1) 公益財団法人福島県栽培漁業協会
- (2) 県
- (3) 内水面漁業協同組合

4 予 算 額

188,647千円

5 補 助 率

- (1) 定額
- (2) ー
- (3) 2/3以内

6 事業実施期間

平成30年度～平成32年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

さけ資源増殖事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により本県のサケ増殖組合の多くが被災し、復旧するまでの間、被災を逃れた組合のみでふ化・放流に取り組むこととなった。このため、それらのさけ増殖団体が行う回帰率の高い大型種苗を放流する取組を支援する。

2 事業内容

さけ増殖団体に取り組む大型種苗生産の経費に対して助成する。

3 事業実施主体 福島県鮭増殖協会

4 予算額 38,227千円

5 補助率 2/3以内

6 事業実施期間 平成23年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室水産課 024-521-7378】

鳥獣被害対策強化事業（一部新規）

1 趣 旨

農作物等被害防止のためには、有害鳥獣の計画的な捕獲対策が必要であることから、市町村等が取り組むイノシシ等の有害捕獲の取組を支援するとともに、地域ぐるみで取り組む総合的な対策の推進や鳥獣被害対策の専門的な知識を有した市町村リーダーの育成を支援し、地域農業の振興と復興を図る。

2 事業内容

(1) イノシシ等有害捕獲促進事業

ア イノシシ等有害捕獲促進事業

有害捕獲により実施するイノシシ等捕獲の取組に対し、捕獲経費の一部を助成し、イノシシ等管理計画におけるイノシシ等捕獲目標頭数の達成を支援する。

イ イノシシ等有害捕獲促進に係る被害防止施設等整備事業

有害捕獲に加え、生息環境管理、被害防除の対策を総合的に取り組む集落を支援する。

(2) 鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業

ア 鳥獣被害対策市町村リーダー育成支援事業

地域に密着した鳥獣被害対策を推進するため、市町村等における専門的知識を有した市町村リーダーを配置し、育成するモデル的な実証の取組を支援する。

イ（新）鳥獣被害対策市町村リーダー候補者の育成

市町村等では、専門的知識を有した市町村リーダーを確保することが課題であることから、市町村リーダー候補者の育成に取り組む。

ウ 市町村リーダー育成高度化研修の実施

現状分析による課題の整理及び地域の実情に応じた有効な対策の検討並びにP D C Aサイクルに基づく対策の実践を行う研修を実施する。

3 事業実施主体

2の(1)ア、イ、(2)ア 市町村又は協議会等

2の(2)イ、ウ 県

4 予 算 額 107,797千円（内、市町村等補助 98,160千円）

5 補 助 率

2の(1)ア、イ、(2)ア 定額

6 事業実施期間 平成30年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

地域産業6次化戦略実践事業（継続）

1 趣 旨

地域産業6次化を推進するため、農林水産物の高付加価値化や新たな販路拡大につながる人材育成、異業種との交流、売れる商品づくりなどを支援する。

2 事業内容

(1) ふくしま6次化人材育成事業

個人のニーズやレベルに応じた「ふくしま6次化創業塾」を開塾し、異業種進出を支援するとともに、地域の核となる6次化の人材を育成する。

(2) ふくしま6次化プラットフォーム強化事業

ア オールふくしま戦略推進・交流拡大事業

地域産業6次化を推進する県域のプラットフォーム機能強化による6次化戦略の着実な促進を図るとともに、全県的なニーズマッチング機会を創出するための全県交流会、求評会等を開催する。

イ ふくしま6次化ネットワークチャレンジ事業

各地方ネットワーク会員の交流や売れる商品開発・販売に向けたマッチングを加速化させるため、交流会や求評会を開催する。

ウ イノベーター活用6次化フォローアップ事業

商品開発や商品デザインの改良、販売戦略の立案等の専門知識を有するイノベーターを派遣し、6次化に取り組む事業者の事業革新を促進する。

エ 6次化コーディネーター配置

地域に精通する経験豊かな6次化コーディネーターを県内に配置し、6次化に関する総合的な相談の対応や事業計画等の策定等への支援を行う。

(3) 6次化ステップアップ強化事業

競争力のある6次産業化へのレベルアップを図るため、売れる商品の開発に取り組む農林漁業者等を支援する。

ア 新商品開発チャレンジ事業

県産農林水産物を活用した新商品開発又は改良等を行う農林漁業者や農業者を含む組織・団体等に対して補助を行う。

イ 売れる6次化商品実践事業

県産農林水産物を活用した新商品を自ら生産開始又は生産拡大するために必要な加工機械等の設備投資を行う場合の補助を行う。

ウ レベルアップ地域産業6次化支援事業

(ア) 6次産業化支援体制整備事業

市町村等が6次産業化を推進する戦略策定等の取組を支援する。

(イ) 6次産業化施設整備事業

事業者の6次化認定に基づく施設整備を支援する。

- 3 事業実施主体 2の(1)～(2) 県
(3)のア 農林漁業者、農業者を含む組織・団体
(3)のイ 6次化実践事業者(認定農業者含む)
(3)のウの(ア) 市町村
(3)のウの(イ) 農林漁業者の組織する団体等、
中小企業者
- 4 予算額 102,212千円
- 5 補助率 2の(3)のア 補助対象経費の2/3以内
(補助額100千円以上1,000千円以内)
(3)のイ 補助対象経費の2/3以内
(補助額1,000千円以上3,000千円以内)
(3)のウの(ア) 定額
(3)のウの(イ) 3/10以内(上限1億円)
- 6 事業実施期間 平成29年度～平成30年度

【担当課：生産流通総室農産物流通課 024-521-8041】

元気な農村創生企業連携モデル事業（継続）

1 趣 旨

本県の基幹産業である農林水産業の再生のため、都市側企業等と県内の農村部が地域資源を活用して行う交流と連携を推進し、両者がWin-Winとなる関係を構築することを支援し、農村地域における所得の向上と雇用の確保、さらには風評の払拭につなげ、もって復興の加速化と元気な農村の創生を図る。

2 事業内容

(1) 元気な農村創生企業連携促進調査・支援事業

都市側企業に向けて県内の農村での取り組みをわかりやすく提示し、企業が県内で実施する研修等の活動を容易にするため、都市側企業に対し、農村での取組など必要な情報を提供するとともに、企業への広報活動を行う。

(2) 元気な農村創生企業連携モデル推進事業

耕作放棄地再生作業や農繁期の農作業などの農村体験メニューや高齢者や女性の力を発揮したおもてなしメニューの開発、受入体制の組織化と企業への研修企画提案を支援する。

3 事業実施主体	2 (1) 県
	2 (2) 本事業実施6地区
4 予算額	18,314千円
5 補助率	2 (1) ー
	2 (2) 定額（上限850千円）
6 事業実施期間	平成27年度～平成30年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7415】

地域の力で進める！鳥獣被害対策事業（一部新規）

1 趣 旨

農作物等における鳥獣被害防止による地域振興のため、県が主体となり、集落アンケートの実施やモデル集落の設置による集落特性に応じた対策の実証・普及に取り組むとともに、地域や集落で中心となって取り組む人材育成に取り組む。

また、被害防止計画を作成した市町村協議会が実施する鳥獣被害防止活動を支援し、地域の力で進める鳥獣被害対策を推進する。

2 事業内容

(1) 鳥獣被害対策推進事業

鳥獣被害防止総合対策交付金事業等の補助事業の円滑な実施や地域ぐるみで総合的かつ効果的な鳥獣被害対策の取組の普及・拡大を図るため、関係機関の会議等を開催し、対策の推進を図る。

(2) (新) 集落特性に応じた鳥獣被害対策実証・普及事業

ア 集落アンケートによる被害状況調査

県内全域について、集落等の代表者を対象に農作物被害状況に関するアンケートを行い、対策に必要な基礎資料を得る。

イ モデル集落実証・普及活動

有害鳥獣による農作物等の被害軽減により一層の農業振興等に資するため、総合的な対策に取り組むモデル集落を県が主導して実証するとともに、現地研修会等によりその普及拡大を図る。

(3) 鳥獣被害対策人材育成強化事業

地域ぐるみの効果的な対策を推進するため、地域や集落で中心となって取り組む人材の育成の強化を図る。

(4) 鳥獣被害防止総合対策事業

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村の協議会が実施する鳥獣被害防止活動等を支援する。

3 事業実施主体	2の(1)、(2)、(3) …県 2の(4) 市町村、協議会等
4 予算額	307,967千円
5 補助率	2の(4) 定額、1/2以内
6 事業実施期間	平成30年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

震災対策農業水利施設整備事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災を踏まえ、農業用ダム・ため池の耐震性検証とハザードマップ作成を行い、農村地域の防災・減災対策を進める。

2 事業内容

(1) 耐震性検証

農業用ダム・ため池の耐震性を検証する。

(2) ハザードマップ作成

農業用ダム・ため池に災害が発生した場合に備え、ハザードマップを作成する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 166,260千円

5 補助率 国 10/10

6 事業実施期間 平成25年度～平成30年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7417】

ため池等整備事業（継続）

1 趣 旨

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池等の改修等を実施する。

2 事業内容

(1) ため池整備工事

老築化したため池の決壊等による農地、農作物および農業用施設等の被害を未然に防止する。

(2) 用排水施設整備工事

用排水施設の築造後における自然的、社会的条件変化に伴い、農地等に被害を与える恐れのあるものについて、補強、改修を行い、災害を未然に防止する。

(3) 災害管理施設整備工事

危機管理システム等を整備することにより、農業用施設が被災した場合に発生する災害を未然に防止する。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額

216,305千円

平成30年度当初	126,003千円
平成29年度2月補正	90,302千円

5 補 助 率

2の(1) 小規模

一般地域 : 国1/2、県29%

中山間地域等 : 国55%、県29%

2の(2) 小規模 土砂崩壊防止工事

一般地域 : 国1/2、県33%

中山間地域等 : 国55%、県33%

2の(3) 一般地域 : 国1/2、県29%

中山間地域等 : 国55%、県29%

6 事業実施期間 平成26年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7418】

県管理施設維持管理事業（継続）

1 趣 旨

本県の農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域（41区域、 $A=1,869.5$ ha）及び海岸保全区域（20海岸、 $L=20,056$ m）等の施設は、関係法令に基づき県知事が管理することとなっている。

近年、施設の老朽化や、温暖化の進行等で災害発生リスクが高まっていることから、災害を未然に防止するため、施設の補修や維持を実施する。

2 事業内容

(1) 地すべり防止区域維持管理

地すべり防止区域を適正に管理するため、集水井などの地すべり防止施設の機能回復・維持等を行う。

(2) 海岸保全区域維持管理

海岸保全区域を適正に管理するため、海岸施設の補修等や維持管理の基本となる海岸保全区域台帳補正を行う。

3 事業実施主体 県

4 予算額 10,508千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農村基盤整備課 024-521-7419】

農業水利施設保全合理化事業（継続）

1 趣 旨

老朽化した農業水利施設を有する地区においては、水管理労力の負担が重くなり、担い手の負担となっている。このため、旧来の水利システムの再編に伴う水利使用の見直し、パイプライン化等による水管理の省力化、機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化及び安全性の向上を図る。

2 事業内容

- (1) 水利用調整
水利用使用の見直し、環境用水等の用水の向上支援
- (2) 管理省力化
水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に関する施設の整備
- (3) 機能保全計画策定
農業用排水施設の機能診断結果に基づく機能保全に必要な対策を定めた計画の策定

- 3 事業実施主体 県、市町村、土地改良区
- 4 予算額 169,838千円
- 5 補助率 2の(1)、(2) 50(55) / 100以内()は中山間地域
2の(2) 定額
- 6 事業実施期間 平成26年度～平成30年度

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7419】

基幹水利施設管理事業 等（継続）

1 趣 旨

農業水利施設は農業生産基盤の中核を成す重要な施設であるとともに、環境、防災、国土保全等に資する機能を果たすなど、その公共性・公益性は益々高まっており、施設機能の適正な管理が望まれている。

このため、農業水利施設を適正に管理していくことが不可欠であることから、その管理に対して支援を行う。

2 事業内容

国営事業で造成したダム及び頭首工等の基幹水利施設の管理や、国営造成施設及び附帯県営造成施設の管理体制の整備を図るとともに、農業水利施設の機能の保持等のため必要となる整備補修を実施する。

- | | |
|----------|-------------------|
| 3 事業実施主体 | 県、市町村、土地改良区、土地連 |
| 4 予算額 | 278,787千円 |
| 5 補助率 | 国50%～30%、県50%～25% |
| 6 事業実施期間 | 平成30年度 |

【担当課：農村整備総室農地管理課 024-521-7419】

治山災害復旧事業（過年災）（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により被災した治山施設の速やかな復旧を図り、山地を保全し、住民の生活の安定を確保する。

2 事業内容

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災した治山施設の災害復旧を実施する。

〈平成30年度実施地区〉

昼小屋地区（相馬市）

大洲地区（相馬市）

南川原地区（双葉町）

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,514,527千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成24年度～平成31年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

治山事業（一般治山事業）（継続）

1 趣 旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

2 事業内容

(1) 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

(2) 水源地域等保安林整備

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図る。

また、荒廃した保安林において保安林の有する機能を回復させるために森林整備を実施する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	482,138千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成27年度～平成31年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

治山事業（海岸防災林造成事業）（継続）

1 趣 旨

東日本大震災の津波により失われた保安林の機能を確保(回復)するため、多重防御の一環として海岸防災林造成事業を実施する。

2 事業内容

(1) 海岸防災林造成事業

東日本大震災の津波被害を踏まえ、保安林の津波防災機能を強化することとし、林帯幅について、市町の復興整備計画に基づき概ね200mに拡大するとともに、盛土により地下水位から3m程度の植生基盤を確保し、クロマツ等の植栽により「粘り強い海岸防災林」を整備する。

3 事業実施主体 県

4 予算額 10,333,990千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成23年度～平成32年度

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7442】

環境保全型農業直接支払事業（継続）

1 趣 旨

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、自然環境の保全に資する農業生産活動について支援する。

2 事業内容

- (1) 環境保全型農業直接支払本体交付金
 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する。
- (2) 環境保全型農業直接支払推進交付金
 環境保全型農業直接支援対策事業を実施するため、県及び市町村により確認事務や推進指導等を行う。
- (3) 環境保全型農業推進指導経費
 環境保全型農業直接支援対策について、全県的な普及推進及び事業効果の早期発現のための指導を行う。

- | | |
|----------|---|
| 3 事業実施主体 | 2の(1) 農業者の組織する団体等
2の(2) 県、市町村
2の(3) 県 |
| 4 予 算 額 | 1 5 1, 3 2 6 千円 |
| 5 補 助 率 | 2の(1) 8, 0 0 0～3, 0 0 0円/10a
(取組内容により異なる。)
2の(2) 定額 |
| 6 事業実施期間 | 平成27年度～平成31年度 |

【担当課：農業支援総室環境保全農業課 024-521-7453】

多面的機能支払事業（継続）

1 趣 旨

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮に不可欠な農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になっている。

このため、農業者等が行う基礎的な保全活動や地域資源の質的向上を図る多面的機能の増進に寄与する共同活動を支援する。

2 事業内容

(1) 農地維持支払交付金

農業者等による活動組織が行う水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農業の構造変化に対応した体制の拡充・強化等などの共同活動に対し、交付金を交付する。

(2) 資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が行う水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的な向上を図る共同活動や施設の長寿命化のための活動に対し、交付金を交付する。

3 事業実施主体	農業者等で構成する団体
4 予算額	2,459,010千円
5 補助率	国1/2、県1/4、市町村1/4
6 事業実施期間	平成26年度～平成32年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7416】

中山間地域等直接支払事業（継続）

1 趣 旨

中山間地域は平坦部と比べ過疎化や高齢化が急速に進行するとともに、担い手の減少や耕作放棄地が増加することで多面的機能の低下が懸念されている。

このため、中山間地域において、農業生産条件の不利性を補正し、農業生産活動等の維持を通じて耕作放棄地の発生の防止、多面的機能の確保及び地域の活性化を図る。

2 事業内容

(1) 中山間地域等直接支払事業

中山間地域などの農業生産条件の不利な農用地において、農地の管理方法や維持活動、役割分担等を取り決めた協定を締結し、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者に対し、交付金を交付する。

(2) 市町村推進事業

市町村が制度の推進、確認事務、交付事務等に要する経費に対し、交付金を交付する。

3 事業実施主体	市町村
4 予算額	1,482,031千円
5 補助率	国1/2～1/3、県1/4～1/3、市町村1/4～1/3
6 事業実施期間	平成27年度～平成31年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7416】

森林の未来を考える懇談会運営事業（継続）

1 趣 旨

県民が参加する森林づくりを推進するため、森林環境基金を適正に管理する。

また、第69回全国植樹祭で高まる森林づくりの機運を一過性のものにせず、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代に引き継ぐため、県民主体による被災地から発信する新たな森林づくりに取り組むための提言を森林の未来を考える懇談会よりいただく。

2 事業内容

森林環境基金を適正に管理するため、森林の未来を考える懇談会を開催し、森林環境基金を活用する事業について意見や評価を行う機会を設け、県民の参画と透明性の確保を図る。

県民主体による被災地から発信する新たな森林づくりに取り組むため、森林の未来を考える懇談会の提言をいただく。

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 県 |
| 4 予算額 | 1,155千円 |
| 5 補助率 | — |
| 6 事業実施期間 | 平成28年度～平成32年度 |

【担当課：森林林業総室森林計画課 024-521-7425】

里山林整備事業（継続）

1 趣 旨

里山林において地域住民が行う、野生動物の生息域との間の緩衝帯の整備や放置された危険な枯損木等の整理を支援し、野生動物との共生と被害の抑制を図るとともに、里山林の環境を整え、住民の森林づくりへの意識醸成を推進する。

2 事業内容

(1) 里山林の環境整備

里山林において、地域住民等が行う次の活動を支援する。

- 緩衝帯整備：人々の生活圏等と野生動物の生息地との間の緩衝帯の設置など
- 景観整備：荒廃した里山林内の整理など
- 危険木整理：里山林内の危険な枯損木等の整理

- | | |
|----------|---------------|
| 3 事業実施主体 | 任意団体 |
| 4 予算額 | 31,000千円 |
| 5 補助率 | 定額 |
| 6 事業実施期間 | 平成28年度～平成32年度 |

【担当課：森林林業総室森林保全課 024-521-7441】

全国植樹祭開催事業（継続）

1 趣 旨

第69回全国植樹祭を開催し、県内外からの招待者約6千人に海岸防災林への植樹や式典行事に御参加いただき、緑豊かなふるさとの再生と復興に向けて力強く歩み続ける本県の姿や、国内外からの支援への感謝の気持ちを発信する。

2 事業内容

(1) 全国植樹祭の開催、運営

天皇皇后両陛下によるお手植え・お手播きや復興に向けて力強く歩み続ける本県の姿を表現したアトラクションなどによる式典行事、植樹行事を実施する。

(2) 全国植樹祭行幸啓

天皇皇后両陛下の第69回全国植樹祭への御臨席と地方事情視察に係る行幸啓を仰ぎ、本県の復興状況について御覧いただく。

3 事業実施主体 公益社団法人国土緑化推進機構、福島県

4 予算額 421,549千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成26年度～平成30年度

【担当課：森林林業総室全国植樹祭推進室 024-521-8655】